

盛岡地区労働災害防止関係団体連絡協議会 (拡大)

令和4年10月27日(木)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局

盛岡労働基準監督署



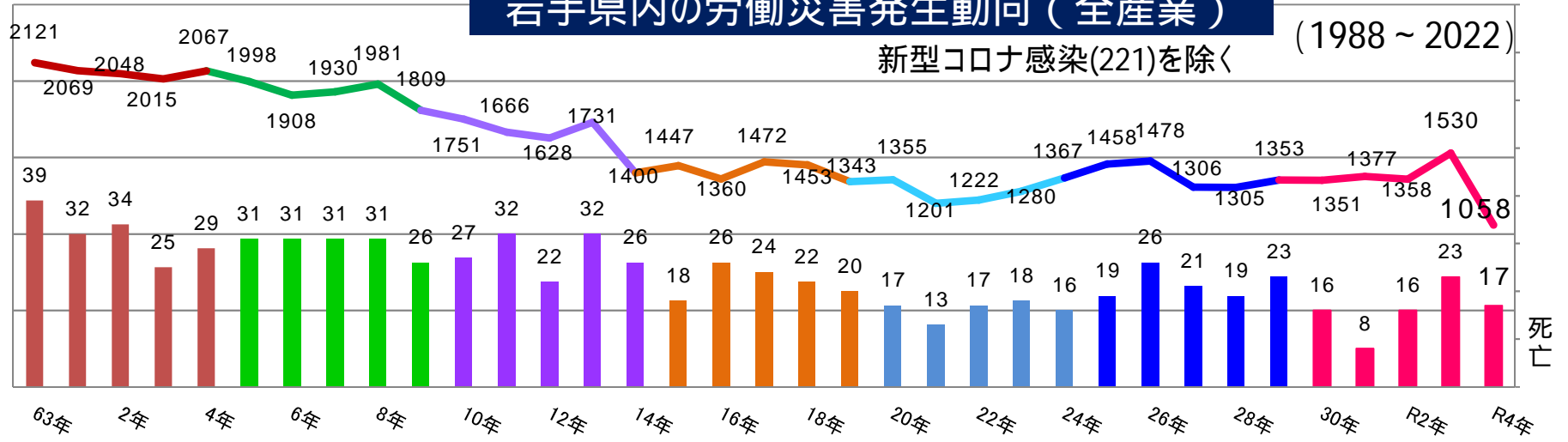
岩手労働局HP
盛岡監督署からのお知らせ

心と体の健康なくして安全なし

岩手県内の労働災害発生動向（全産業）

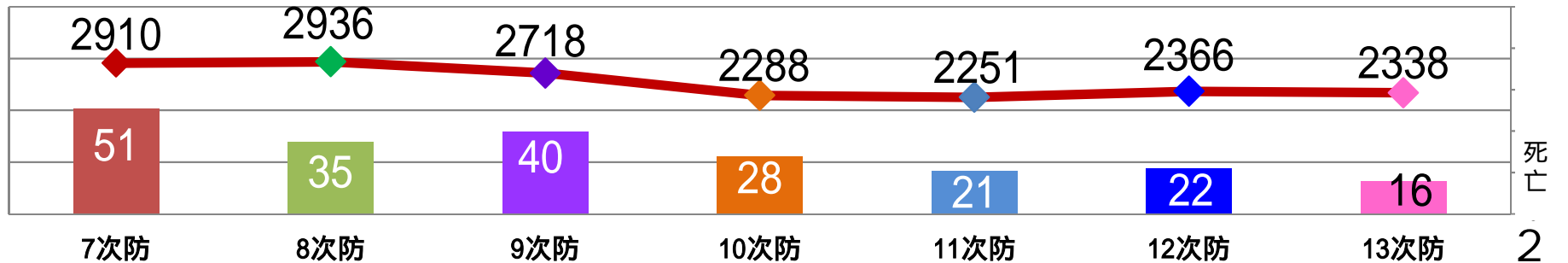
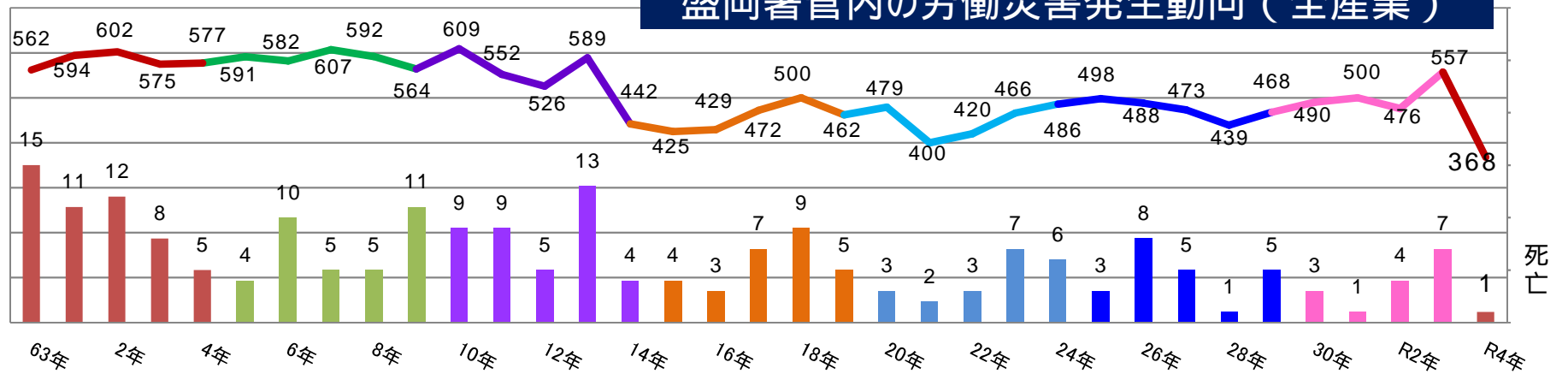
（1988～2022）
新型コロナウイルス感染(221)を除く

休業4日以上の災害



盛岡署管内の労働災害発生動向（全産業）

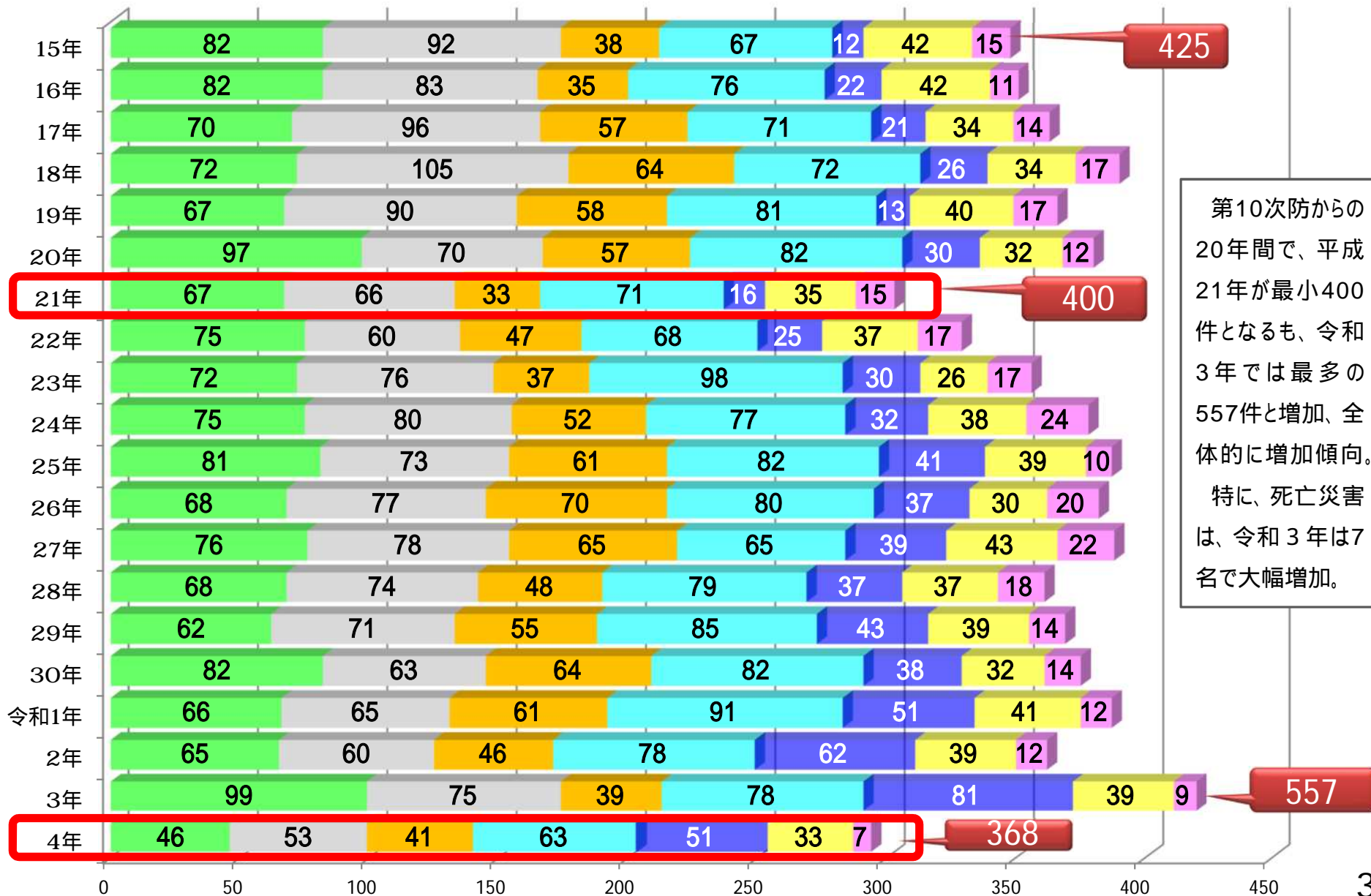
休業4日以上の災害



盛岡署管内の労働災害発生動向（主要業種）

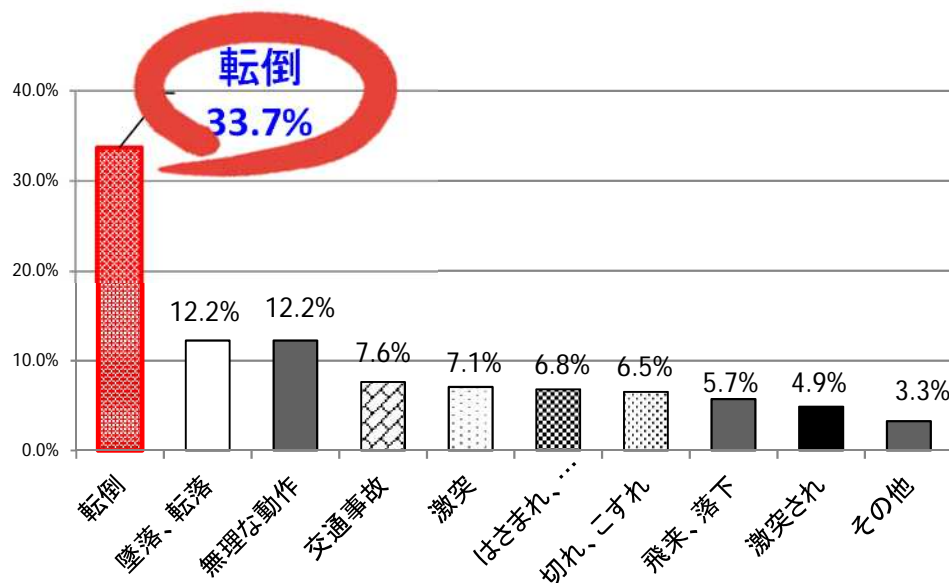
吹き出しは全産業合計値(コロナ除く)

■ 製造業 ■ 建設業 ■ 運送業 ■ 商業 ■ 保健衛生 ■ 接客娯楽 ■ 林業

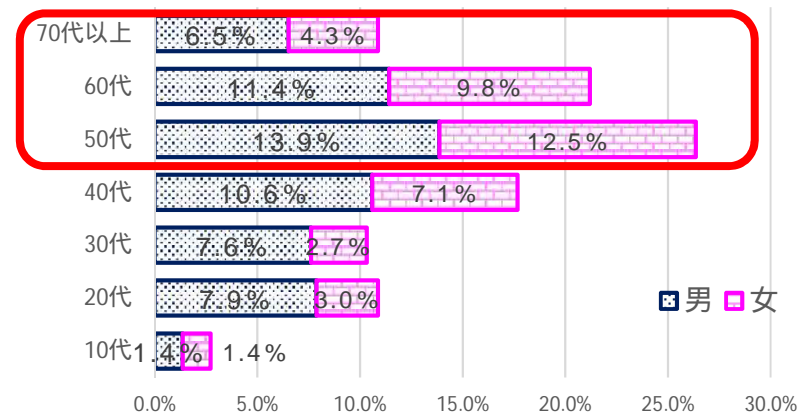


第10次防からの20年間で、平成21年が最小400件となるも、令和3年では最多の557件と増加、全体的に増加傾向。特に、死亡災害は、令和3年は7名で大幅増加。

事故の型別 最多は「転倒災害」



年代別では50代以上が多い



転倒災害

全体 男218人59.7%、女150人40.8%
 40代以下 男101人46.3%、女52人34.7%
 50代以上 男117人53.7%、女98人65.3%

今後求められる重点対策

POINT 1

転倒予防

(腰痛を含む)

POINT 2

高齢者対策

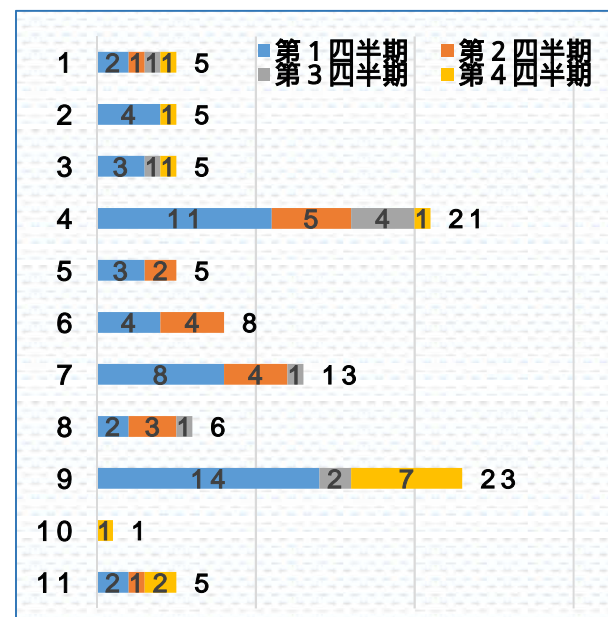
(エイジフレンドリーガイドライン)

POINT 3

業種特有の災害を予防 リスクアセスメント(死亡災害の予防)

転倒災害の再発防止のための自主点検結果

項目	原因（複数回答可）	回答数
1	身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置していた。	5
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。	5
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていなかった。	5
4	転倒を予防するための教育を行っていなかった。	21
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。	5
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった。	8
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。	13
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。	6
9	通路、駐車場等の除雪・融雪が不十分であった。	23
10	その他	1
11	未回答	5



【好事例】

ヒヤリ・ハット箇所を写真に撮り、コメントを入れて掲示し、注意喚起している。

工場内の見取図に、ヒヤリ・ハット箇所のシールを付けさせ、の多い箇所に対して定期的に「リスクアセスメント」を実施している。

4S活動を導入し、通路にラインを引き整理整頓を徹底、つまづき防止を継続している。

階段に「手すり」を取付け、手すりの使用を徹底させている。

油で滑りにくい履物を選ぶよう、指導している。

ドアの開閉範囲に色を付け、注意喚起を行っている。

廊下のコーナー部等にはミラーを設置し、ぶつからないように配慮している。

水を使う職場なので、防滑塗装を施し、防滑靴を使用している。

段差でつまづく人が多いので、蛍光塗料を塗って目立ちやすくした。

玄関には凍結防止用にマットを敷いている。

転倒災害防止について 研修をしましょう！

岩手労働局
盛岡労働基準監督署
転倒予防



厚生労働省
「STOP！転倒災害」



厚生労働省
「職場のあんぜんサイト」



盛岡労働基準監督署からのお知らせ

検索

転倒災害を予防しましょう！

「たかが転倒とあなどるなかれ！」 転倒災害を予防するため、以下の取組を推奨します。

1 「見える化」 ➡ 危険マップの作成・周知、リスクアセスメント

安全衛生活動の一環として、事務室・工場・駐車場など職場の「すべりそうな所」「つまづく可能性がありそうな所」「ぶつかる可能性がありそうな所」など、ヒヤリ・ハット事例を含み危険な箇所の拾い出し（リスクの拾い出し）を行い、写真入りの「危険マップ」を作成し、全社員に周知しましょう。

拾い出した危険箇所は「リスクアセスメント」により必要な改善対策を講じましょう。

2 「転倒予防体操」 ➡ 転倒に強い体づくり

朝礼、ラジオ体操を実施している企業もあると思いますが、ラジオ体操に追加して、腰や股関節周辺の可動域や体幹（バランス）、大腰筋や腸骨筋などのインナーマッスルを鍛えることにより、「転倒に強い体づくり」を進めましょう。

片足立ち（フラミンゴ体操）

フラミンゴのように片足で立ちます。
壁やテーブルに片手を付けながら
行ってもOK。

体重を片足に乗せ、負荷を
与えることにより骨を強くする
効果があります。



大腰筋と腹横筋を同時に鍛える足踏み運動

膝を上げ 右肘 左膝、
左肘 右膝 交互につ
ける。
1回1秒間のペースで、
最初は20回程度から。

膝を上げる動作に慣れ
てきたら60回目標に頑
張ろう！



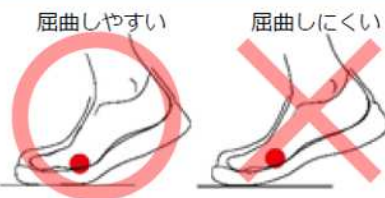
職場での **転倒** にご注意ください！

転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう



屈曲性

親指から小指の
付け根を適度に
曲げられますか？



靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。

つま先部の高さ

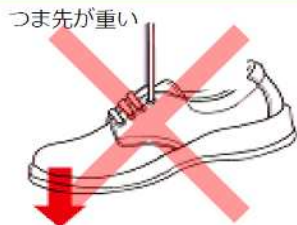
つま先から床面
まで一定の高さ
がありますか？



つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。

重量バランス

靴の前後の重さの
バランスは
とれていますか？



靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりやすく、つまずきやすくなります。

耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合

個装箱のJISマーク
表示の近くに「F1」
または「F2」の表示
があるか確認してくださ



JIS T 8101 安全靴

CI/S/F1/F1/...



■プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、
耐滑性のピクト表示が
あるかを確認してください。



エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

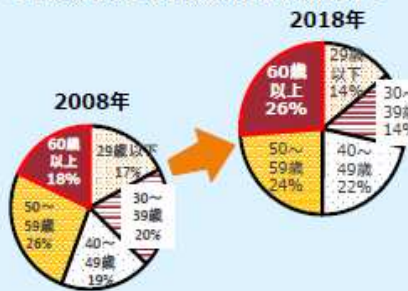
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

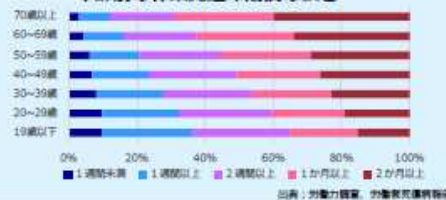
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>

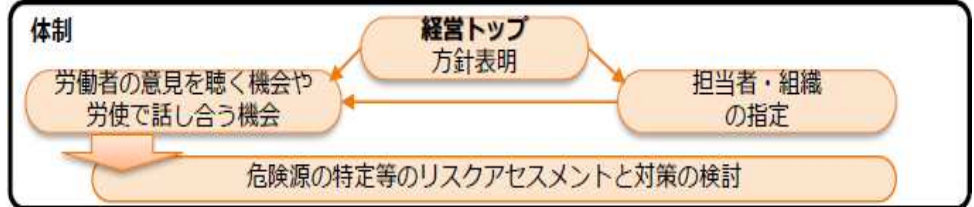


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

事業者求められる事項



		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
	人のリスク	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
人のリスク	運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等)	
	体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導	
			体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導	

エイジフレンドリー補助金

安全衛生サポート事業

高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル (チェックリストと職場改善事項)

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0903-1a.pdf>



高齢労働者に配慮した職場改善事例

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>



いわて年末年始無災害運動

「あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害」

準備期間：令和4年11月1日～令和4年11月30日

本 期 間：令和4年12月1日～令和5年1月31日

令和4年度のポイント

冬季特有災害の防止

事業主の安全パトロール
安全管理者等の巡視
社内研修・教育の充実



積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
（「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）
車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
雪降るしの際の災害防止
火災・火傷の防止
一酸化炭素中毒の防止
凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
作業時の保温・体操の実施
その他の冬季特有災害の防止

リスクアセスメント・危険の見える化の実施

「安全決意宣言」の実施

労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

いわて年末年始無災害運動

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。
- (5) 作業時のヘルメットの着用。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控え目の徹底。
- (5) ブラックアイスバーンを予測した運転。
- (6) 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

ブラックアイスバーンとは、濡れているだけに黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舍等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。



5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。
- (4) 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底
- (5) 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止

冬季の転倒災害を防止しよう！

（「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

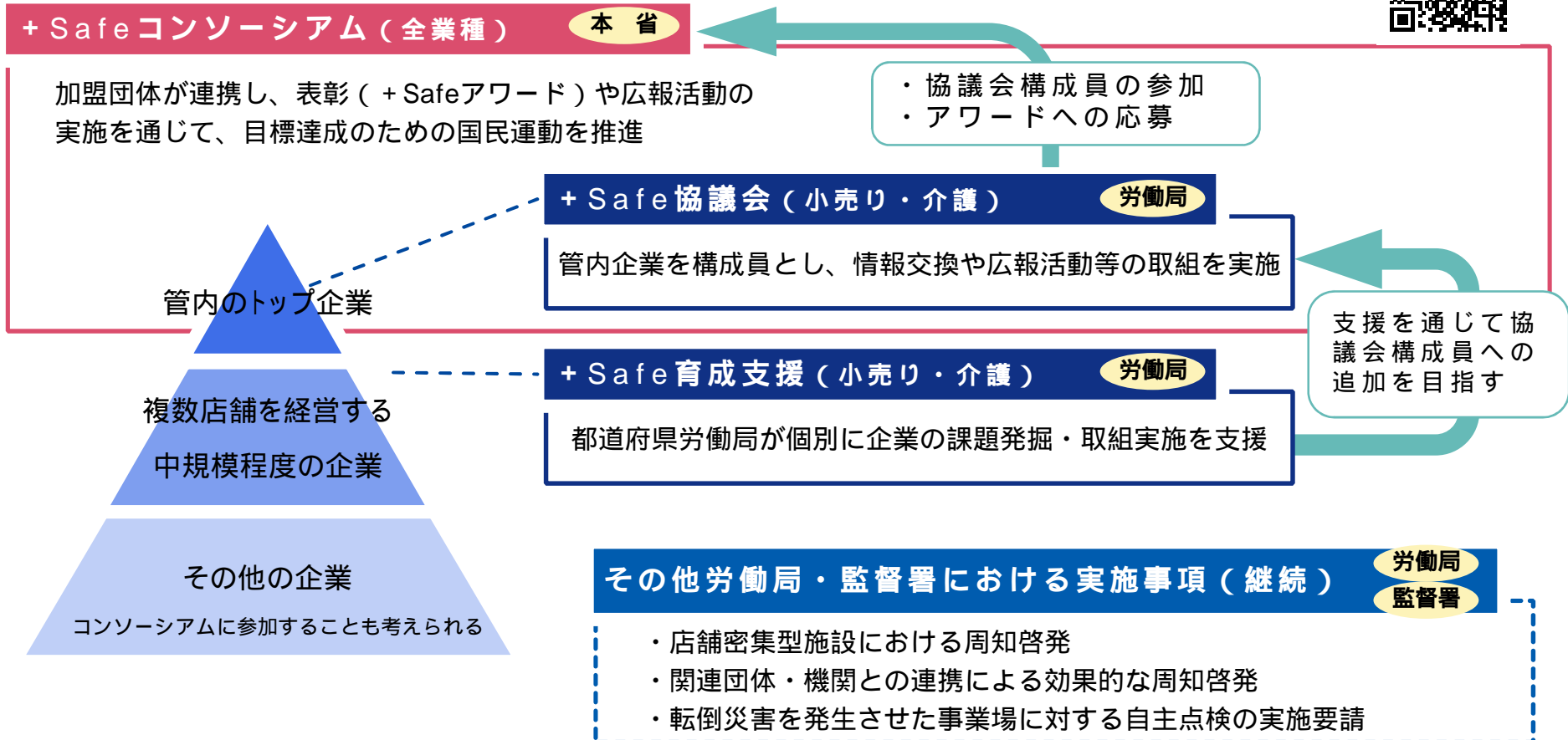
令和4年度より実施する新たな対策の全体像について

+ Safe協議会、+ Safe育成視線、+ Safeコンソーシアム

本社等指導等のこれまでの対策で得られた課題（本社等における管理体制を構築することができなかったこと、店舗等における取組が定着しなかったこと等）を踏まえ、第14次労働災害防止計画の期間中に死傷者数を減少に転じさせることを目標に、

国民の安全衛生に対する**意識啓発による行動変容の促進**
 多店舗展開企業等への**自主的な安全衛生活動の普及・定着**
 を図るため、令和4年度より各種対策を有機的に連携させながら実施する。

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



第13次労働災害防止計画

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

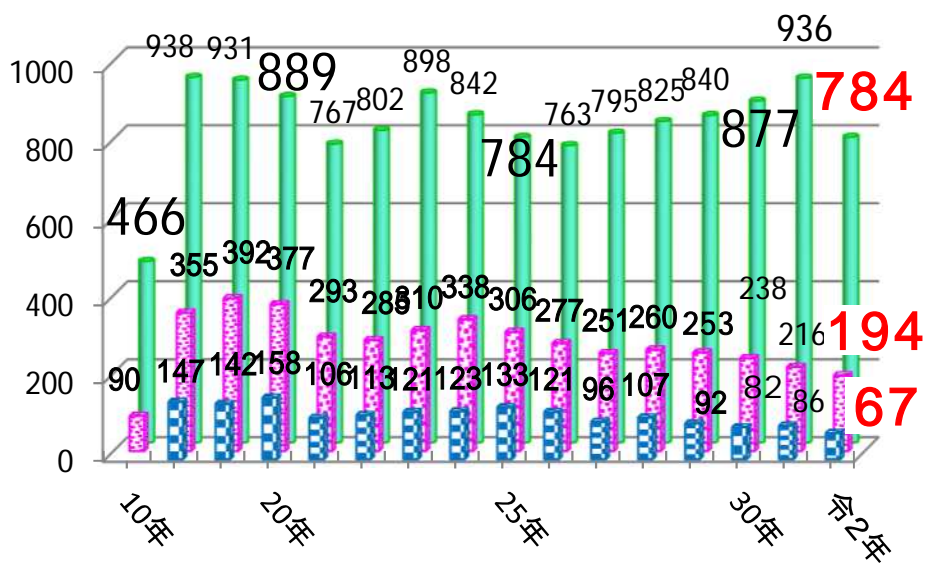
全体目標		死亡災害 15%以上減少	死傷災害 5%以上減少
業種別の目標	建設業、製造業、林業 陸上貨物運送事業、小売業 社会福祉施設、飲食店	死亡災害を15%以上減少	死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少
その他の目標	<p><u>○仕事上の不安・悩み・ストレスについて、事業外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上</u></p> <p><u>○メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上</u></p> <p><u>○ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上</u></p> <p>○化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上</p> <p>○第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少</p> <p>○職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少</p>		
8つの重点事項	<p>死亡災害の撲滅を目指した対策の推進</p> <p>過労死等の防止など健康確保対策の推進</p> <p>就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進</p> <p>疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進</p> <p>化学物質による健康障害防止対策の推進</p> <p>企業・業界単位での安全衛生の取組の強化</p> <p>安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進</p> <p>国民全体の安全・健康意識の高揚等</p>		

資料出所：厚生労働省職業病認定対策室
「脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償状況」

過労死等とは・・・

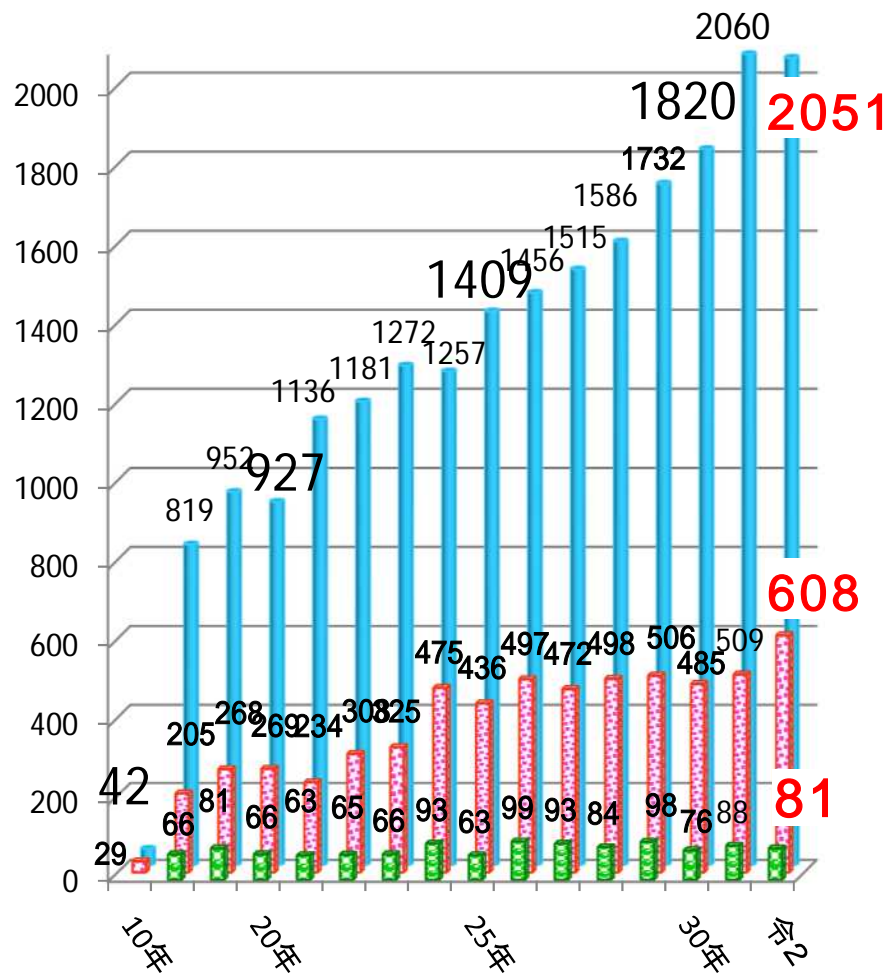
業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や
業務における強い心理的負荷による精神障害を
原因とする死亡やこれらの疾患をいう

脳・心臓疾患に係る 労災認定件数の推移



■うち死亡 ■支給決定 ■請求件数

精神疾患に係る 労災認定件数の推移



■うち自殺 ■支給決定 ■請求件数

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）

総則

目的 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

定義 過労死等：業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

基本理念 過労死等の防止のための対策は、

- 1 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

国の責務等 国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

過労死等防止啓発月間 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11月）を規定

年次報告 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定

過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定

過労死等の防止のための対策

調査研究等（ ）、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援を規定

国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとするを規定

過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置

過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとするを規定

過労死等防止対策大綱

変更：令和3年7月30日

大綱の数値目標	令和2年版白書	最新値
<p>1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする <small>(2020年まで 令和7年まで)</small></p> <p>なお、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実態を踏まえつつ、この目標の達成に向けた取組を推進する。 <small>(総務省「労働力調査」(非農林雇用者で算出))</small></p>	<p>6.4% (2019年)</p> <p>週40時間の雇用者のうち週60時間以上労働した者の割合は10.9% (2019年)</p>	<p>5.1% (2020年)</p> <p>週40時間の雇用者のうち週60時間以上労働した者の割合は9.0% (2020年)</p>
<p>2 勤務間インターバル制度 (2020年まで 令和7年まで)</p> <p>労働者30人以上の企業のうち</p> <p>【目標1】「制度を知らない」と回答する企業比率を20%未満とする。</p> <p>【目標2】制度の導入企業割合を10%以上とする。 <small>(厚生労働省「就労条件総合調査」)</small></p>	<p>【目標1】全体の15.4%</p> <p>【目標2】全体の3.7% <small>(2019年)</small></p>	<p>【目標1】全体の10.7% (2020年)</p> <p>【目標2】全体の4.2% (2020年)</p> <p>事業所規模で違いがある。理由は超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないが56.7%と最多。</p>
<p>3 年次有給休暇取得率を70%以上とする (2020年まで 令和7年まで)</p> <p>特に、年次有給休暇の取得日数が0日の者の解消に向けた取組を推進する。 <small>正社員の年休取得日数0日：16.1% (2011年) (独立行政法人労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関する調査」)</small></p>	<p>52.4% (2018年)</p>	<p>56.3% (2019年)</p>
<p>4 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする <small>(2022年まで 令和4年まで) (厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」)</small></p>	<p>59.2% (2018年)</p>	<p>59.2% (2018年)</p>
<p>5 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする (2022年まで 令和4年まで) <small>(厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)特別集計」)</small></p>	<p>79.3% (2018年)</p>	<p>73.3% (2018年)</p>
<p>6 ストレスチェック結果を集团的に分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする (2022年まで 令和4年まで) <small>(厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)特別集計」)</small></p>	<p>63.7% (2018年)</p>	<p>63.7% (2018年)</p>

過重労働による健康障害防止総合対策

時間外・休日労働時間の削減

- ◆ 36協定を「上限規制」等に適合したものにす
- ◆ 労働時間を適正に把握する...「適正把握ガイドライン」
- ◆ 年次有給休暇の取得を促進する
- ◆ 労働時間等の設定改善のための措置を講ずる

健康管理体制の整備、健康診断の実施

- ◆ 産業医、衛生管理者の選任、職務の確実な実施
- ◆ 衛生委員会等の設置、定期的な開催、調査審議事項の充足
- ◆ 健康診断の実施、二次健康診断給付の活用
- ◆ 健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施

長時間労働者に対する面接指導の実施

- ◆ 80時間超過（研究開発業務、高プロ制に注意）
- ◆ 45時間超過（各事業場において基準設定）
- ◆ 時間外・休日労働時間数の算定、申し出手続き
- ◆ 医師からの意見聴取・面接指導結果の記録
- ◆ 事後措置の実施

昭和22年 労働基準法
昭和44年 業務上の「突然死」
昭和47年 労働安全衛生法
昭和50年代 突然死、脳心血管疾患増加
昭和61年 「企業におけるストレス対応のための指針」
昭和63年 心とからだの健康づくり【THP】
平成3年 全国過労死を考える家族の会 結成
平成4年 「職場環境の形成のための措置に関する指針」
平成6年 いじめ自殺
平成10年 自殺者急増3万人超
平成12年 電通事件うつ自殺賠償1億を超
平成14年 過重労働による健康障害防止総合対策（平成31年一部改正）
平成18年 安衛法改正
・医師の面接
・年休取得促進
平成23年 心理的負荷による精神障害の労災認定基準
平成26年 安衛法改正▶ストレスチェック制度「過労死等防止対策推進法」
平成27年 企業名公表制度
平成29年 労働時間適正把握ガイドライン
平成30年 働き方改革関連法
令和元年 安衛法改正
・健康管理のための労働時間の把握義務
令和2年 パワハラ防止法施行
セクハラ防止法の強化

過重労働による健康障害防止のための総合対策

過重労働による健康障害（脳・心臓疾患や精神障害等の疾患）の防止を目的として、事業者が講ずべき措置を定め、当該措置が適切に講じられるよう、国が行う周知徹底、指導等の所要の措置を明記

国が行う周知徹底、指導等の所要の措置

事業者が講ずべき措置等の周知徹底

窓口指導

- ・36協定における時間外・休日労働に係る適正化指導の徹底
- ・裁量労働制に係る周知指導
- ・労働時間等の設定の改善に向けた自主的取組の促進に係る措置

監督指導等

- 時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えているおそれがある事業場等への指導
- 過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

事業者が講ずべき措置

時間外・休日労働時間等の削減

年次有給休暇の取得促進

労働時間等の設定の改善

労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ・健康管理体制の整備
- ・健康診断の実施
- ・長時間にわたり時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等
- ・メンタルヘルス対策の実施
- ・過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の措置
- ・労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

職場におけるメンタルヘルス対策

メンタルヘルス指針

労働安全衛生法に基づき厚生労働大臣が公表する指針 (H18策定、H27改正)

事業場内の体制整備

- ・衛生委員会等での調査審議
- ・心の健康づくり計画の策定
- ・担当者の選任
- ・教育研修の実施
- ・ストレスチェックの実施
- ・職場環境の把握と改善 等

4つのケア

- ・セルフケア
- ・ラインによるケア
- ・産業保健スタッフによるケア
- ・外部機関によるケア

ストレスチェック制度

改正労働安全衛生法により創設 (H27.12施行)

年1回のストレスチェック実施、高ストレス者に対する面接指導 (義務) 労働者数50人以上の事業場が対象

結果の集団分析・職場環境改善 (努力義務)

労働局・労働基準監督署による指導

ストレスチェック制度の実施徹底、メンタルヘルス対策の取組促進について指導

事業場の取組を支援する施策

産業保健総合支援センターの支援

メンタルヘルス対策の専門家を配置し、以下の支援を実施

- ・事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフに対する専門的な研修
- ・事業場を個別訪問し、管理監督者、労働者に対するメンタルヘルス教育
- ・専門的相談対応
- ・「職場復帰支援の手引き」に基づく取組の支援

産業医、保健師等による訪問支援 (高ストレス者の面接指導、健康相談等)

メンタルヘルス対策の取組への助成金

ストレスチェック・職場環境改善の実施

メンタルヘルス対策の計画作成

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

労働者のメンタルヘルス相談窓口 (メール・電話) の設置

ストレスチェック実施プログラムの提供

メンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供

「過労死等ゼロ」緊急対策

1 違法な長時間労働を許さない取組の強化

(1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底

企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底する。

(2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導

違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導を行う。

(3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化

過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象を拡大する。

(4) 36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化

(1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導

複数の精神障害の労災認定があった場合、企業本社に対して、パワハラ対策も含め個別指導を行う。

(2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。

(3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底

長時間労働者に関する情報等の産業医への提供を義務付ける。

3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

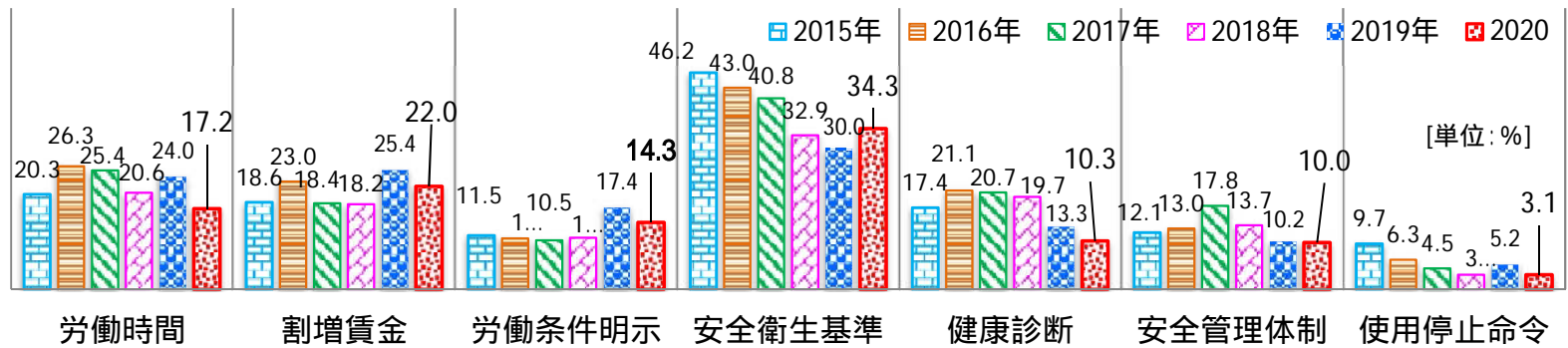
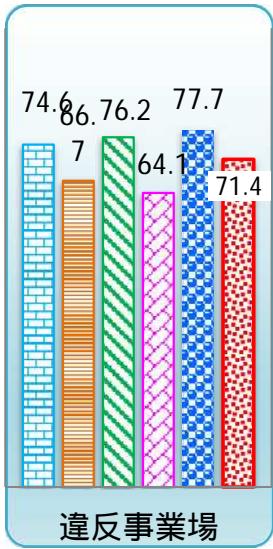
(1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請

(2) 労働者に対する相談窓口の充実

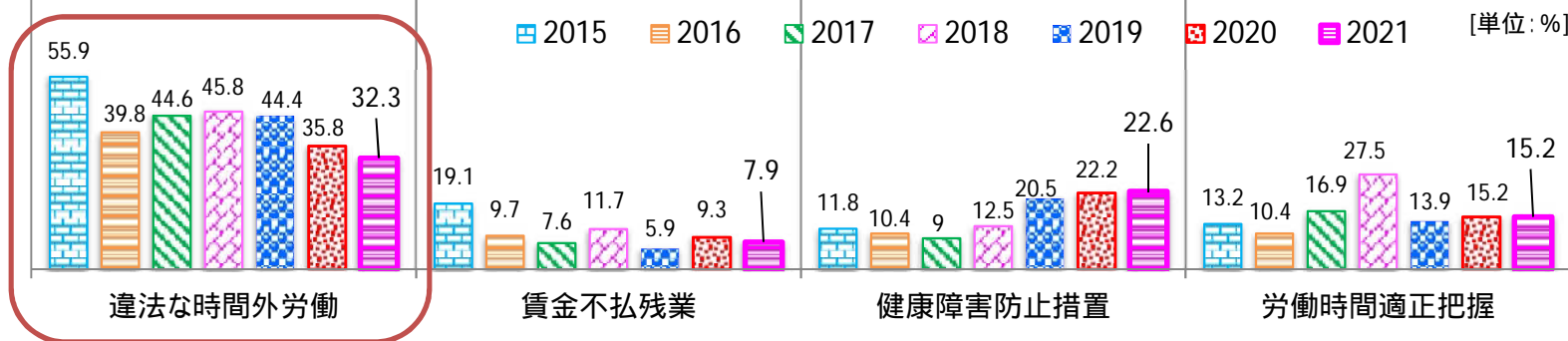
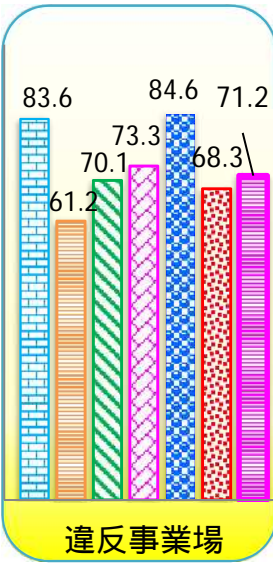
労働者から、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の開設日を増加し、毎日開設するなど相談窓口を充実させる。

(3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

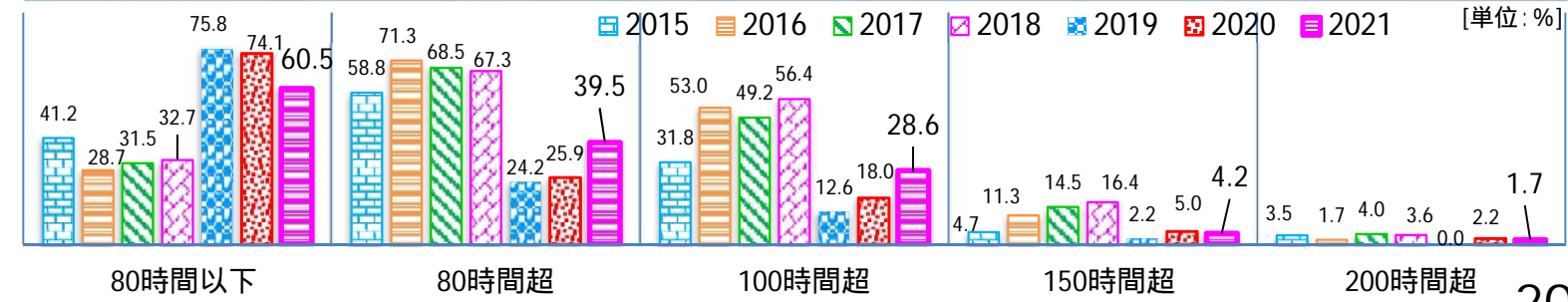
岩手労働局 監督指導結果 (2015年～2020年)



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (2015年～2021年)



違法な時間外労働があったもののうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数



「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」の概要

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。

働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。（「雇用対策法」「労働施策総合推進法」）

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

時間外労働の上限規制（自動車運転業務、建設事業、医師等について、2024年から適用）
月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上にする（中小企業は2023年4月1日から適用）
年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対して、年5日、使用者の時季指定による取得義務付け
健康確保措置の観点から、労働時間の状況の客観的な把握を義務付け

2 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

3 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

- 1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
- 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
- 3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備



大企業

7月6日
(公布日)



中小企業



中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」の取組みを進めるため 労働時間相談・支援コーナー をご利用願います。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ① 時間外・休日労働協定（36協定）の上限規制、締結、届出
- ② 年5日の年次有給休暇の時季指定、休暇の確実な取得
- ③ 長時間労働の削減に向けた取組み、労働時間管理、健康管理
- ④ 働き方改革の取組みで利用可能な助成金



従業員の健康のためにも
残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

有給休暇をうまく使いたいのは
やまやまなんだけど…

助成金の内容は？
どこに申請？

このようお悩みはありませんか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。



- ◆ 個別訪問のお申し込みは裏面にてご連絡願います。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

岩手労働局では「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。



中小企業の働き方改革への取組みを推進するため、労働基準監督署では、事業場へ個別訪問による支援を行っております。

具体的には、労働時間制度（現在導入している変形労働時間制、時間外・休日労働に関する労使協定の見直し）、労働時間管理の方法などの相談に応じるものです。

労務管理に関する相談全般に対応しますので、個別訪問をご利用ください。

申込みは、個別訪問申込書に必要な事項をご記載のうえ、FAX又は郵送で送付願います。

個別訪問申込書

FAX 019-604-2533

令和 年 月 日

盛岡労働基準監督「労働時間相談・支援コーナー」あて

個別訪問によるアドバイスを申し込みます。

事業場名称			
所在地			
電話番号	()	FAX	()
担当者	職名	氏名	
事業内容		資本金又は 出資金の額	円
		労働者数	人
		(企業全体)	人
相談事項	<input type="checkbox"/> 「時間外労働の上限規制」「年5日の年次有給休暇の確実な取得」など改正労働基準法の具体的な内容と取り組み方等 <input type="checkbox"/> 時間外・休日労働協定（36協定）の締結、届出方法等 <input type="checkbox"/> 変形労働時間などの労働時間制度全般 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の時季指定に関する就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 長時間労働の削減に向けた取組み（健康確保対策を含む） <input type="checkbox"/> 利用可能な助成金 <input type="checkbox"/> 上記以外→ ()		

【個別訪問の希望日時】（日程調整の都合上、希望日時は申込日から2週間程度空けてください。）

第1希望 令和 年 月 日 () 時 頃

第2希望 令和 年 月 日 () 時 頃

第3希望 令和 年 月 日 () 時 頃

「個別訪問申込書」は、
盛岡労働基準監督署あて
にFAX又は郵送にてお
願いたします。

郵送先 〒020-8523 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎6階

FAX 019-604-2533 盛岡労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

お問合せ TEL 019-604-2530 盛岡労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

今後の行政課題

賃金の引き上げ

岩手県最低賃金が令和4年10月20日から「時間額854円」となった。
賃金引き上げに関する支援策として、業務改善助成金の活用面で、原材料費高騰等の要因で利益が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、設備投資等に対する助成範囲の拡充（9月1日～）。
また、「価格転嫁対策」として、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」「しわ寄せ」等の防止に公正取引委員会、中小企業庁等と連携して取り組むこととしている。

時間外労働上限規制の全面適用

働き方改革関連法の施行に伴う改正労働基準法で時間外労働の上限規制が令和元年から始まっているところ、時間外労働の上限規制が適用猶予されていた医師、自動車運転者、建設業等についても令和6年4月から上限規制が適用される。対象となる業務、業種については周知啓発、説明会等を引き続き実施。
関係団体におかれては、周知啓発のご協力をお願い。
中小事業主も月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げ（令和5年4月～）。

安全衛生対策

第13次労働災害防止計画の最終年であるが、目標達成は困難な状況。第14次労働災害防止計画の策定に向け、労働政策審議会安全衛生分科会の議論が始まる。+ Safeも本格化。
本省、岩手労働局の計画を踏まえ、盛岡監督署の計画も策定。
併せて、化学物質対策についても有機溶剤中毒予防規則、特定化学障害予防規則が改正される。

過労死等防止対策

過労死等防止対策推進法に基づき11月の「過労死等防止啓発月間」において、「過重労働解消キャンペーン」や「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施する。
引き続き、長時間労働の解消に向けた監督指導、企業名公表、悪質な事案については書類送検。

その他

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金による雇用維持。高齢者雇用対策、障害者雇用対策、外国人雇用対策、派遣労働者の処遇改善、人材確保対策、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金、改正育児・介護休業法、女性の活躍促進、パートタイム・有期雇用労働法の履行確保、キャリアアップ助成金 24

冬季 労働災害防止に向けて 早めの準備！

岩手山の初冠雪が平年より7日（去年より11日）、早い10月6日（木）に観測されました。暑い暑いと言っていた頃が嘘のように、10月には一雨ごとに秋の深まりを感じつつ、渡り鳥の飛来とともに冬の訪れが目前に迫ってまいりました。気象庁の予報では、11月～12月は平年同様に曇りや雨が多いとのこと。またしても大雪の年になるのでしょうか。

労働災害にも季節要素が加わり災害パターンがあります。例年、夏季と冬季が災害の多い季節となっていることはご存じかと思いますが、中でも、東北地方（盛岡監督管内は県内有数の寒冷地です）は降雪・凍結・気温低下に伴い「冬型」の労働災害が多発する傾向にあり、寒くて雪の多い年は特に「転倒災害」が増加する傾向にあります。

各企業では労働災害防止のためにどのような対策を講じておられますか？これから冬を迎えるに当たり、特に注意すべきは冬型の災害、その中でも「転倒災害」に最大の注意を払い、駐車場、事務所前等も含め、いろいろな対策を早めに講じましょう！

いれて年末年始無災害運動

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。
- (5) 作業時のヘルメットの着用。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控え目の徹底。
- (5) ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- (6) 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけのように黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全带）・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舍等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。



5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による道難防止対策の徹底。
- (4) 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底
- (5) 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止

冬季の転倒災害を防止しよう！

（「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進）

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

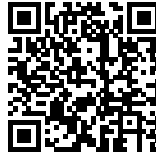
マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）



厚生労働省では、働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方向けに視聴覚教材（漫画教材）を作成しています。

外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、14言語（一部 11 言語）（日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語（フィリピン）、クメール語（カンボジア）、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語（、スペイン語、ポルトガル語、韓国語））に対応した業種・作業・危険有害要因（17 種類）と業種共通（1 種類）の教材を用意していますので、事業場における安全衛生教育に、ぜひご活用ください。

厚生労働省
まんがでわかる働く人の安全と健康



【業種別では以下の内容】

共通教材、介護業、ビルクリーニング業、製造業（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）、移動者整備業、航空業、宿泊業、食品品製造業、外食業、陸上貨物運送業、小売業、食品加工業、溶接業、鋳造業、製材業、生コンクリート製造業、倉庫業

【作業別では以下の内容】

フォークリフト、クレーン・玉掛け作業、化学物質取扱い（基礎）、化学物質取扱い（管理）、鉄工作業、塗装、めっき、交通労働災害、人や重量物の運搬作業



情報

働き方・休み方改革シンポジウム 令和4年11月25日（金）13：30～16：00

厚生労働省委託事業として、働き方・休み方改革シンポジウムが開催されます。オンライン配信もありますのでご参加ください。
セッションテーマ 「働き方・休み方改革と選択的週休3日制」
「リモートワークなどの働き方の新しいスタイルの現状と今後の課題」

詳しくは、[厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイト](#) をご覧ください。
（「シンポジウム・セミナー情報」からお申込みいただけます。）



岩手県最低賃金が「時間額 854 円」になります！（令和4年10月20日から適用）

岩手県内企業で働く全ての人に適用される最低賃金が「時間額 854 円」になります。パート・アルバイト、年齢・性別などの違いにかかわらず、全ての労働者に適用されます。（一部、産業別最低賃金が適用される業種で、岩手県最低賃金より高い金額が定められている場合、産業別最低賃金が適用されます。）

ご注意ください！

過去の監督指導において、賃金計算ソフトの修正が行われておらず、賃金未払いになっている事例が散見されますので、賃金計算ソフトの時間単価修正漏れ、割増賃金の時間単価修正漏れがないか、ご確認をお願いいたします。

詳しくは、[岩手労働局 賃金室担当](#) [検索](#)



11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策法（平成26年法律第100号）では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止対策推進シンポジウム、過重労働解消キャンペーン（長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止対策の徹底、労働時間の適正な把握の徹底、賃金不払残業の解消）、労働条件相談ほっとライン（無料電話相談）、過重労働解消のためのセミナー、過重労働解消相談ダイヤル（11/1～5）、ベストプラクティス企業訪問などを展開します。

岩手労働局ホームページもご覧ください。

[労働時間・休日](#) [検索](#)

[過重労働解消キャンペーン特設サイト](#) [検索](#)



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

気を付けてください。その発注がどこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいるかもしれません。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

[しわ寄せ防止特設サイト](#) [検索](#)

発注条件は明確にしましょう！



令和4年 死亡労働災害多発への取組結果

盛岡労働基準監督署

	取組内容	回答数
1	<p>全会員に死亡災害防止強化期間の取組について発信し、要請事項を周知。 研修会で死亡労働災害防止強化期間や全国安全週間実施要項を周知。 事業場の活動内容・取組事項、死亡災害防止要請事項の取組について聞取実施。 労働災害防止の取組要請と資料配付。 各企業に「(かわら版)死亡事故防止要請書」の趣旨発信。 要請事項の周知・再確認と今後の取組確認(分会内専門委員会・役員会、日常点検講習会)。</p>	10
2	<p>経営者トップによる「安全決意宣言～基本方針」を表明した。</p>	5
3	<p>安全朝礼で社長が指導。現場一斉点検実施。 現場代理人の巡視状況確認。</p>	2
4	<p>パトロール等の実施。 (安全衛生委員会、社内、役員、協力業者、店社、工事現場、安全対話)</p>	16
5	<p>保護帽の点検・適正着用(朝礼時確認、講習時装着)。 墜落制止用器具の点検・適正着用等(朝礼時確認、規格確認、巡視員配置、講習時装着)。 シートベルト着用の徹底・状況確認(建設機械運転中、技能講習時)。</p>	10
6	<p>歩行者通路に誘導員を配置し、通行時は重機を停止させ、安全な通行を確保した。</p>	1
7	<p>安全衛生大会開催。 交通安全大会開催(交通労働災害防止の徹底)。</p>	4
8	<p>工事部社員・直営労働者に対し安全講習会を社内で行った。 安全担当者を対象とした安全衛生講話を実施。 会員・非会員事業場を対象に「安全担当者研修会」を実施。</p>	3
9	<p>安全教育・訓練の実施(全体会議、社用車安全運転)。</p>	2
10	<p>KYマップの作成と周知状況の確認。 ヒヤリハット手帳を配布し記載させ、毎朝礼時に情報を共有した。 安全週間に各企業から取組事例を集め、各企業と共有した。</p>	3
11	<p>朝礼で予測される危険事項・対策を説明・確認した。 一人一人の作業内容を確認し、一人KY活動を実施した。 危険箇所・危険作業の洗い出し、危険予知活動を行った。 KY活動実施時に作業員が相互に服装を確認した。</p>	14
12	<p>掲示・配布による周知・啓発活動を実施。 合同資料、掲示物を会員事業場に配布。 各メーカーへ安全週間ポスター等を配付。 他社の労災案件や交通事故案件をメールや回覧で周知。 各企業の安全担当者に安全週間の取組事項等を周知。 交通安全のポイント事例を周知。 監督署HPの周知とリーフレットを参考に事故防止を注意喚起。</p>	8

	取組結果	回答数
1	<p>【要請事項の周知】 協議会の席上で要請文の趣旨を周知。 更なる周知を図ることができ、今後も継続し、より一層の安全意識高揚を図る。 運転者や実務担当者にむけて、要請事項周知の徹底を図ることができた。 会員事業場に周知が図られた。</p>	7
2	取組の結果、無事故無災害であった。	5
3	安全衛生協議会として前年の反省と今年度の安全への取組みを確認した。 安全週間と重なり、各企業で取り組みやすくなった。 企業個々の安全週間の取組みにより安全向上を図った。	3
4	社内・役員・協力業者参加によるパトロールを実施した。 施工中の工事現場で安全点検が行われ、講評いただくことは事故防止に直結することであり、継続し取り組む。 安全対話を実施し「事業場の安全に対する活動内容・取組事項」等を聞き取りした結果、会員事業場の安全に対する意識の高さを認識することができた。	6
5	店社安全パトロール時に指摘した内容の是正状況を確認したほか、現場代理人の現場巡視状況を点検し問題がないことを確認した。 店社安全パトロール時にK Yマップの作成状況、関係者の周知状況を確認した。	2
6	工場内・現場とも高所（梯子・脚立・足場等）での墜落・転落事故の未然防止を徹底。 現場安全パトロールを新聞記事等に取り上げていただき、重要性を改めて再確認した。	8
7	繰返し注意や未着用で発生する事故事例を説明し未着用者がいなくなった。 適正着用を常に点検確認し、安全意識を高めることができた。 重機のシートベルト着用状況を担当課長が確認し、適切な着用を確認した。 保護帽・墜落制止用器具の装着及びシートベルト着用の徹底を指導できた。 保護具・シートベルト着用徹底。 墜落制止用器具は全て適合品であることを確認した。 不適合箇所について指導し改善。	14
8	社内講師による交通労働災害防止を全員で学んだ。 全体会議において、安全教育訓練を実施した。 安全担当者研修会で、令和4年度全国安全週間実施要綱、各種資料による労働災害発生状況や転倒災害防止等の説明により、安全意識の高揚を図ることができた。	3
9	安全確保について所信表明、ルールの遵守を関係者全員に周知。 代表者による所信表明、周知・啓発。労働者からも安全決意宣言を提出。 ヒヤリハット手帳を配布し、労働者に記載させ、毎朝礼時に情報共有した。	3
10	令和4年の死亡労働災害多発について会員事業場に周知が図られた。 各メーカーとも各社のポスターを掲示した。 監督署HPから会議資料が簡単に入手できるようになった。 交通安全に対する意識の高揚が図れた。 掲示物で視聴覚に訴えた安全意識の醸成により意識高揚を図ることができた。	6
11	災害が発生していないことから、一定の注意喚起には成功している。 注意喚起を行うことにより、危機感が伝わった。 過去の自社の災害事例を今一度振り返り再発防止に努める事とした。 同じような事故を起こさないように周知。	4
12	作業前に当日の作業確認・危険事項を説明することで、バイパス行為・安全装置を付けずに回転機械を使用することが無くなった。 危険予知活動を全員で行うことで、危険防止対策行動をお互いに確認できた。 危険箇所の周知ができ、安全意識が高まった。 K Y活動時に作業員同士で向合い服装確認を行った。 的確な安全指示と危険予知活動の充実を指導。	15

【新型コロナウイルス感染症及びワクチンによる副反応を除く】

労働災害発生状況

令和4年統計(令和4年9月末速報値)

盛岡労働基準監督署

業種	(今月分)	当年累計	前年同期	対前年同期		月別発生状況												
				増減数	増減率	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
製造業	食品																	
	水産食料品																	
	上記以外の食料品	3	25 (1)	35	-10	-28.6%	3	2	1	4	3 (1)	5	5	1	1			
	繊維・衣服その他繊維製品		2	2	0	0.0%		2										
	木材・木製品、家具・装備品		6	5	1	20.0%	2		1	1		1	1					
	パルプ・紙、印刷・製本		3	3	0	0.0%			1	1			1					
	化学工業	1	1	4	-3	-75.0%									1			
	窯業土石			5	-5													
	鉄鋼業、非鉄金属		1	4	-3	-75.0%			1									
	金属製品		3	6	-3	-50.0%	1				1			1				
	一般機械器具			4	-4													
	電気機械器具			1	-1													
	輸送用機械製造																	
電気・ガス			1	-1														
その他の製造	1	5	5	0	0.0%	2			1					2				
小計	5	46 (1)	75	-29	-38.7%	8	4	4	7	4 (1)	6	7	4	2				
鉱業	1	3	2	1	50.0%		1		1				1					
建設業	土木工事	1	11 (1)	14	-3	-21.4%	1	1	2 (1)	1	2	2	1		1			
	建築工事																	
	鉄骨・鉄筋家屋	2	7 (1)	4 (2)	3	75.0%	3	1 (1)			1				2			
	木造家屋	2	9	10	-1	-10.0%	1	1	1			1	2	3				
	その他の建築工事	2	19 (2)	15 (1)	4	26.7%	3	3 (1)	2 (1)	1	2	2	3	1	2			
その他の建設	1	7	5	2	40.0%	1		2	2		1			1				
小計	8	53 (4)	48 (3)	5	10.4%	9	6 (2)	7 (2)	4	5	6	6	4	6				
運輸交通業																		
道路貨物運送業	5 (2)	41 (3)	30 (4)	11	36.7%	5	8	6	3	6 (1)	4 (1)	8 (1)		1				
その他の運輸交通業		13 (1)	11 (1)	2	18.2%	5	5	1		1	1 (1)							
貨物取扱		2	1	1	100.0%	1		1										
農林業	農業		1	4	-3	-75.0%			1									
	林業	2	7	6	1	16.7%	1	2			1		1		2			
畜産水産業	畜産業	1	8	20 (1)	-12	-60.0%				2	1		4	1				
	水産業			1	-1													
商業	小売業	6	43 (8)	43 (1)	0	0.0%	16 (3)	2	3 (1)	3 (1)	4 (1)	4 (1)	2	8 (1)	1			
	その他の商業	4	20 (1)	12	8	66.7%	3	1	4	1	1	2 (1)	2	5	1			
通信業		4 (1)	12 (3)	-8	-66.7%	1	1	1					1 (1)					
保健衛生業	社会福祉施設	6	39 (2)	28	11	39.3%	8	4	4	1 (1)	3	6 (1)	7	4	2			
	その他の保健衛生業	3	12 (1)	11	1	9.1%		4	1	1	3 (1)	2			1			
接客娯楽業	旅館業		14	7	7	100.0%	4	3	1	1	3	2						
	飲食店	4	14	11	3	27.3%	2	1	1	1			5	2	2			
	その他の接客娯楽業	1	5	11 (1)	-6	-54.5%			1	2	2							
その他	ビルメンテナンス業	7	20	15	5	33.3%	6	2	2	1	1		1	3	4			
	その他(上記以外の全ての業種)	1 (1)	23 (6)	28	-5	-17.9%	8	3 (1)	4 (1)	4 (2)	1	2 (1)	1 (1)					
合計	54 (3)	368 (28)	376 (14)	-8	-2.1%	77 (3)	47 (3)	42 (4)	32 (4)	36 (4)	35 (6)	44 (2)	33 (2)	22				

(注) 労働者死傷病報告による休業4日以上の統計である。

内は死亡者数(内数)である。

「今月分」は、当月報告受付件数(内数)である。

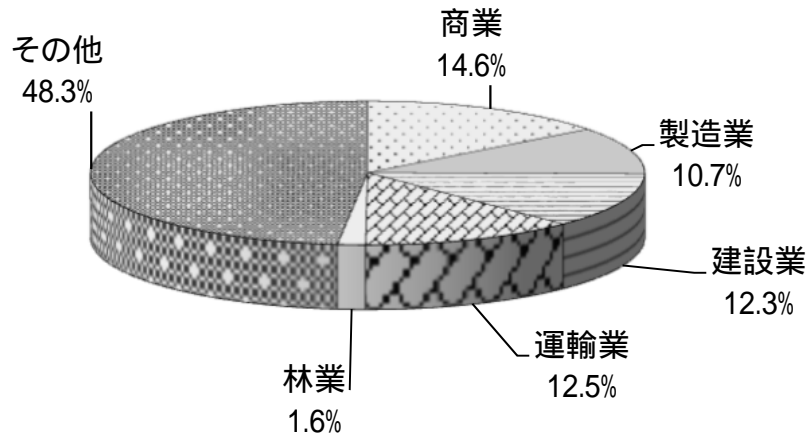
()内は交通労働災害者数(内数)である。

冬季特有災害 368件中 71件(前年比 - 17件)

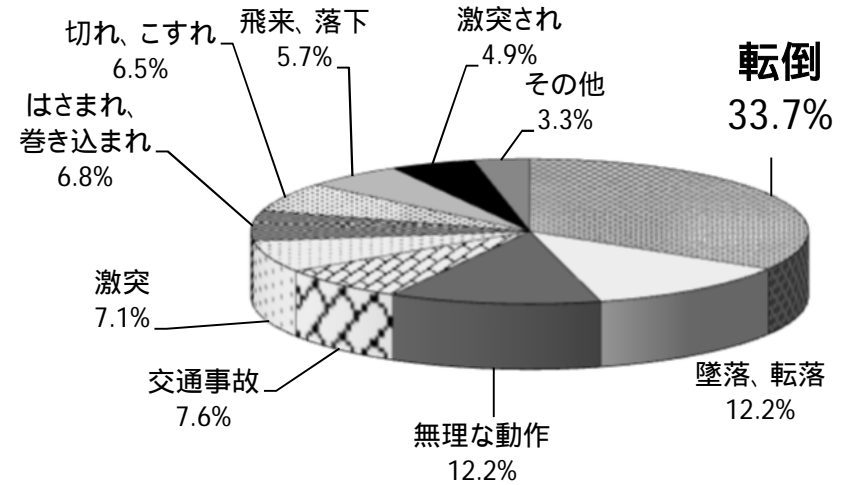
【内訳 転倒：62件、交通事故5件、墜落4件】

新型コロナウイルス感染症及びワクチンによる副反応 85件

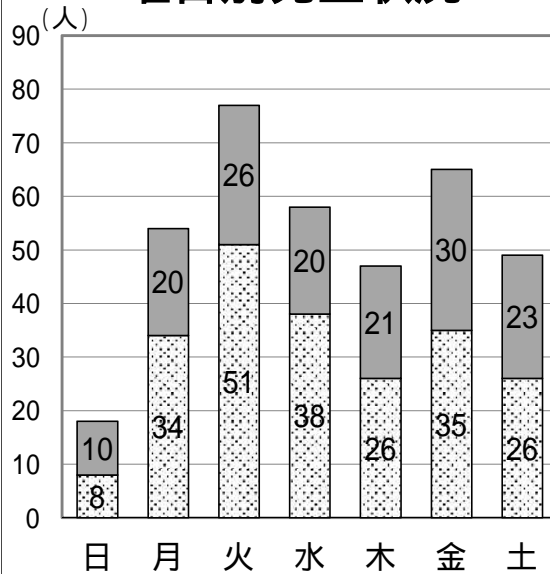
業種別発生状況



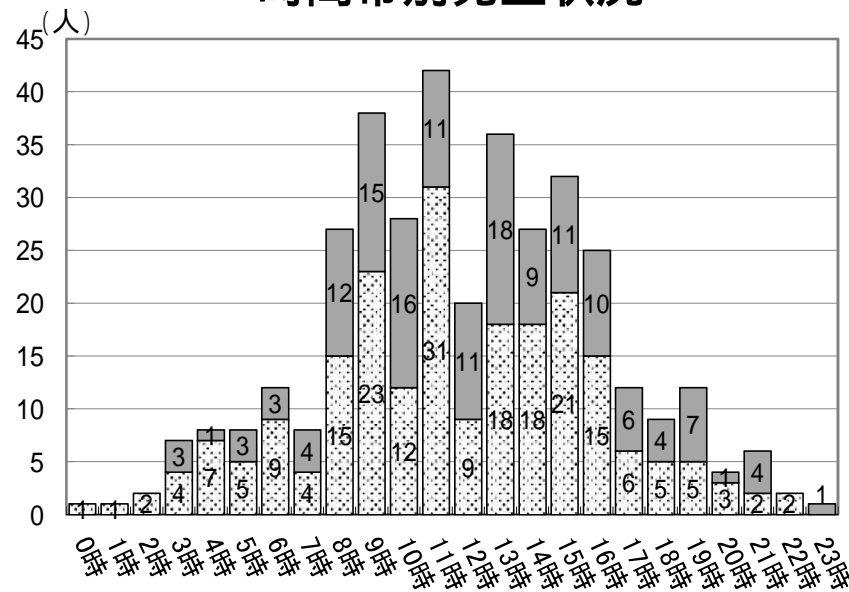
事故の型別発生状況



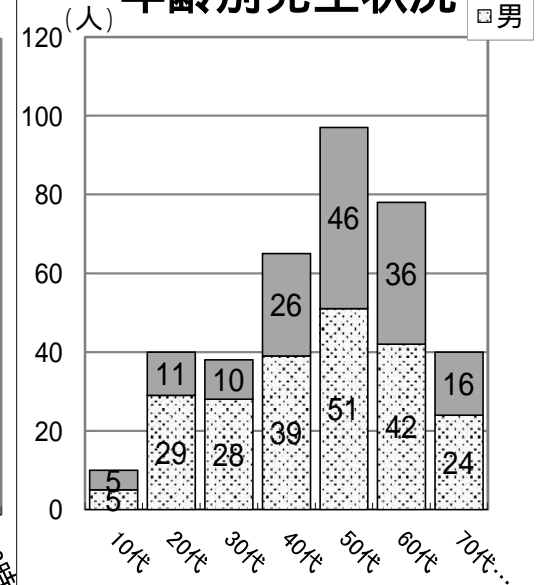
曜日別発生状況



時間帯別発生状況



年齢別発生状況



【転倒災害】

労働災害発生状況

令和4年統計(令和4年9月末速報値)

盛岡労働基準監督署

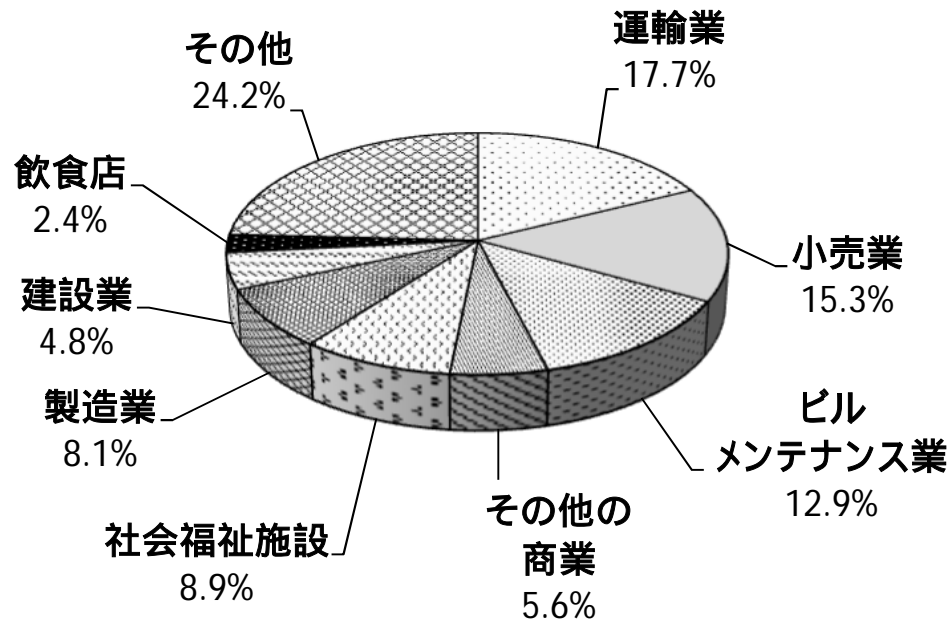
業種	当年累計	前年同期	対前年同期		月別発生状況													
			増減数	増減率	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
製造業	食料品																	
	水産食料品																	
	上記以外の食料品	7	10	-3	-30.0%	2					2	2	1					
	繊維・衣服その他繊維製品		1	-1														
	木材・木製品、家具・装備品	1		1								1						
	パルプ・紙、印刷・製本																	
	化学工業		1	-1														
	窯業土石		1	-1														
	鉄鋼業、非鉄金属		1	-1														
	金属製品		3	-3														
	一般機械器具		1	-1														
	電気機械器具																	
	輸送用機械製造																	
	電気・ガス		1	-1														
その他の製造	2	1	1	100.0%	1								1					
小計	10	20	-10	-50.0%	3						2	3	2					
鉱業	1	1	0	0.0%		1												
建設業	土木工事	2	4	-2	-50.0%	1						1						
	建築工事																	
	鉄骨・鉄筋家屋	1	1	0	0.0%	1												
	木造家屋	1	2	-1	-50.0%			1										
	その他の建築工事	1	1	0	0.0%	1												
その他の建設	1	1	0	0.0%						1								
小計	6	9	-3	-33.3%	3		1				1	1						
運輸交通業	道路貨物運送業	12	5	7	140.0%	2	6	2	1	1								
	その他の運輸交通業	10	5	5	100.0%	5	4	1										
貨物取扱	1	1	0	0.0%	1													
農業	農業																	
	林業																	
畜産水産業	畜産業	1	1	0	0.0%				1									
	水産業																	
商業	小売業	19	23	-4	-17.4%	11	2	1	1		1		2	1				
	その他の商業	7	3	4	133.3%	3	1	2						1				
通信業	2	7	-5	-71.4%	1		1											
保健衛生業	社会福祉施設	11	15	-4	-26.7%	1	1	2			2	4	1					
	その他の保健衛生業	8	5	3	60.0%		3	1		1	2			1				
接客娯楽業	旅館業	8	2	6	300.0%	4	1	1		2								
	飲食店	3	1	2	200.0%		1					1	1					
	その他の接客娯楽業	2	4	-2	-50.0%			1										
その他	ビルメンテナンス業	16	6	10	166.7%	6	2			1		1	3	3				
	その他(上記以外の全ての業種)	7	19	-12	-63.2%	3	1	1	1	1								
合計	124	127	-3	-2.4%	43	23	14	4	7	8	10	9	6					

(注)労働者死傷病報告による休業4日以上の統計である。
内は死亡者数(内数)である。

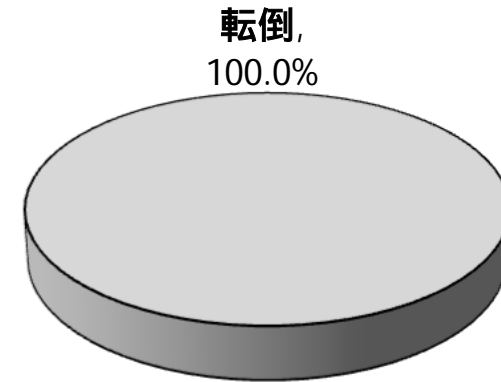
転倒災害を防止しましょう! 全産業368件中 124件 33.7%

冬季特有転倒災害 124件中 62件(前年比 - 19件)

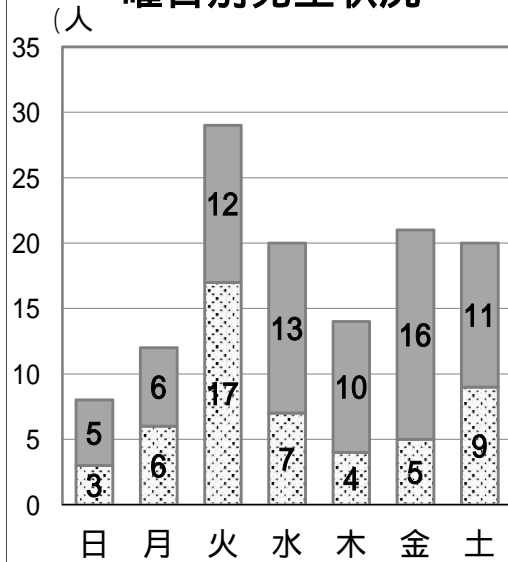
業種別発生状況



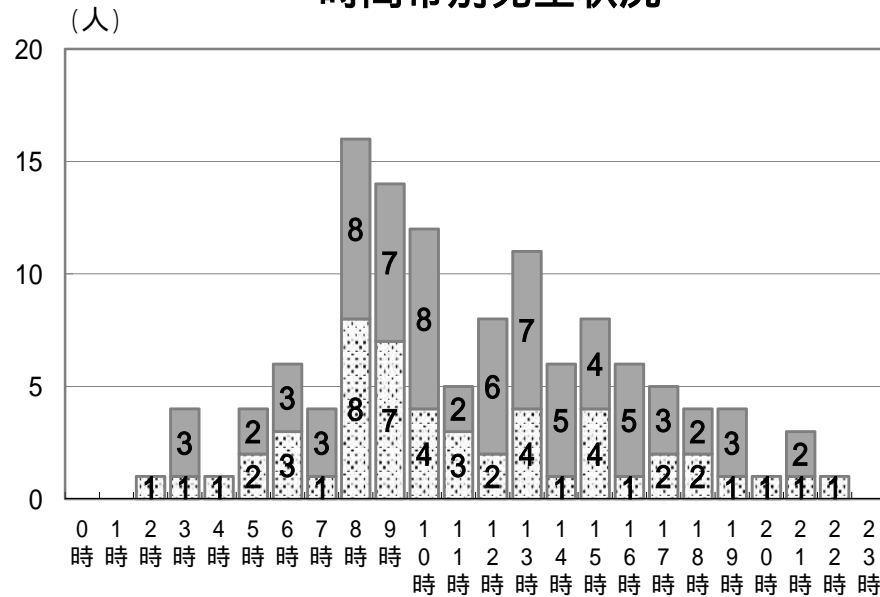
事故の型別発生状況



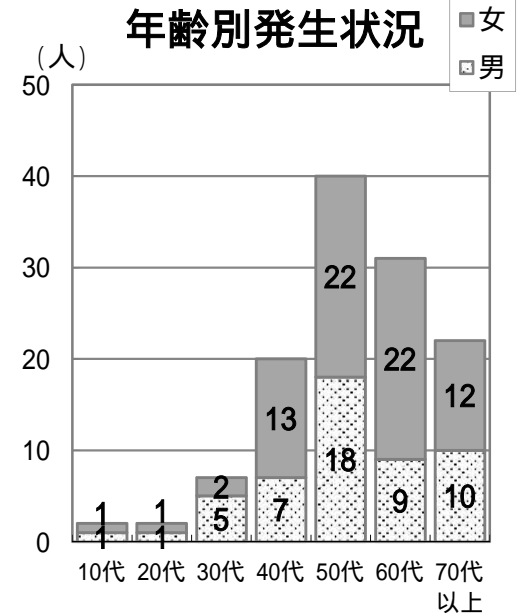
曜日別発生状況



時間帯別発生状況



年齢別発生状況



盛岡労働基準監督署管内の労働災害発生状況

1 令和4年1月から9月までの労働災害発生状況

業種別では多い順に

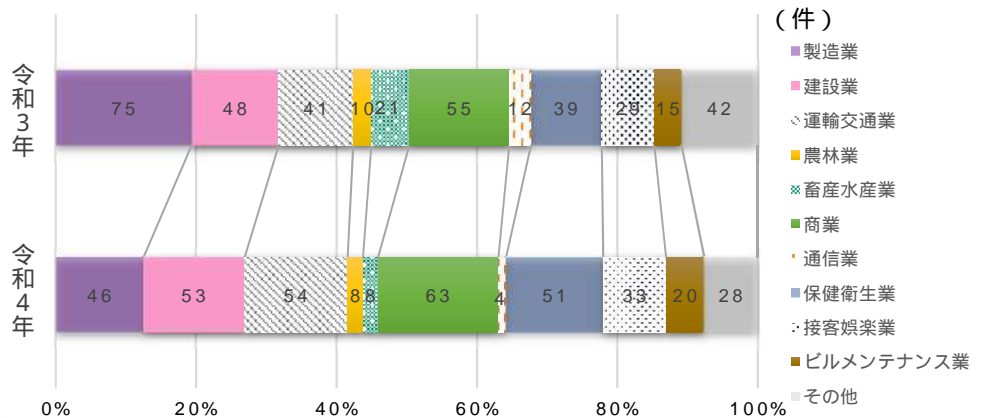
- 1 商業
- 2 運輸交通業
- 3 建設業
- 4 保健衛生業
- 5 製造業

となっています。

令和3年と比較すると、

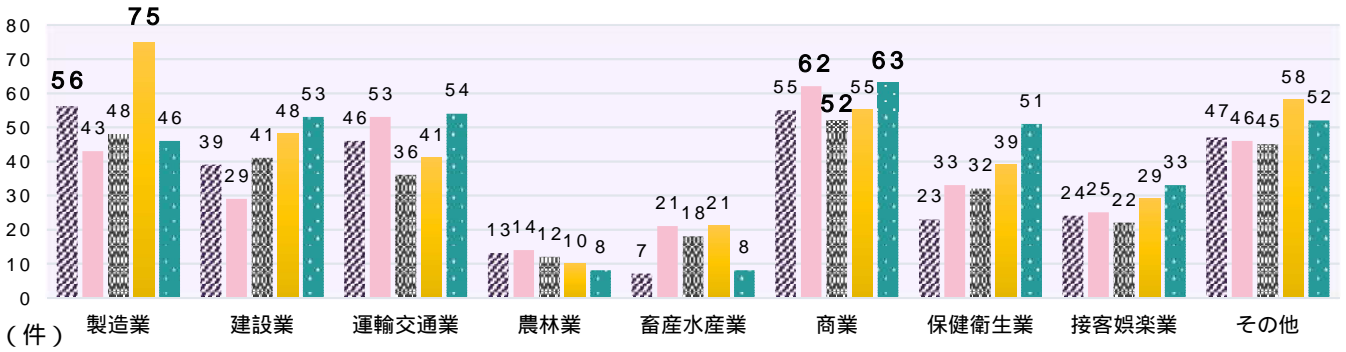
- 製造業 -29件
- 建設業 +5件
- 運輸交通業 +13件
- 畜産水産業 -13件
- 商業 -8件
- 保健衛生業 -12件
- 接客娯楽業 +4件

となっています。



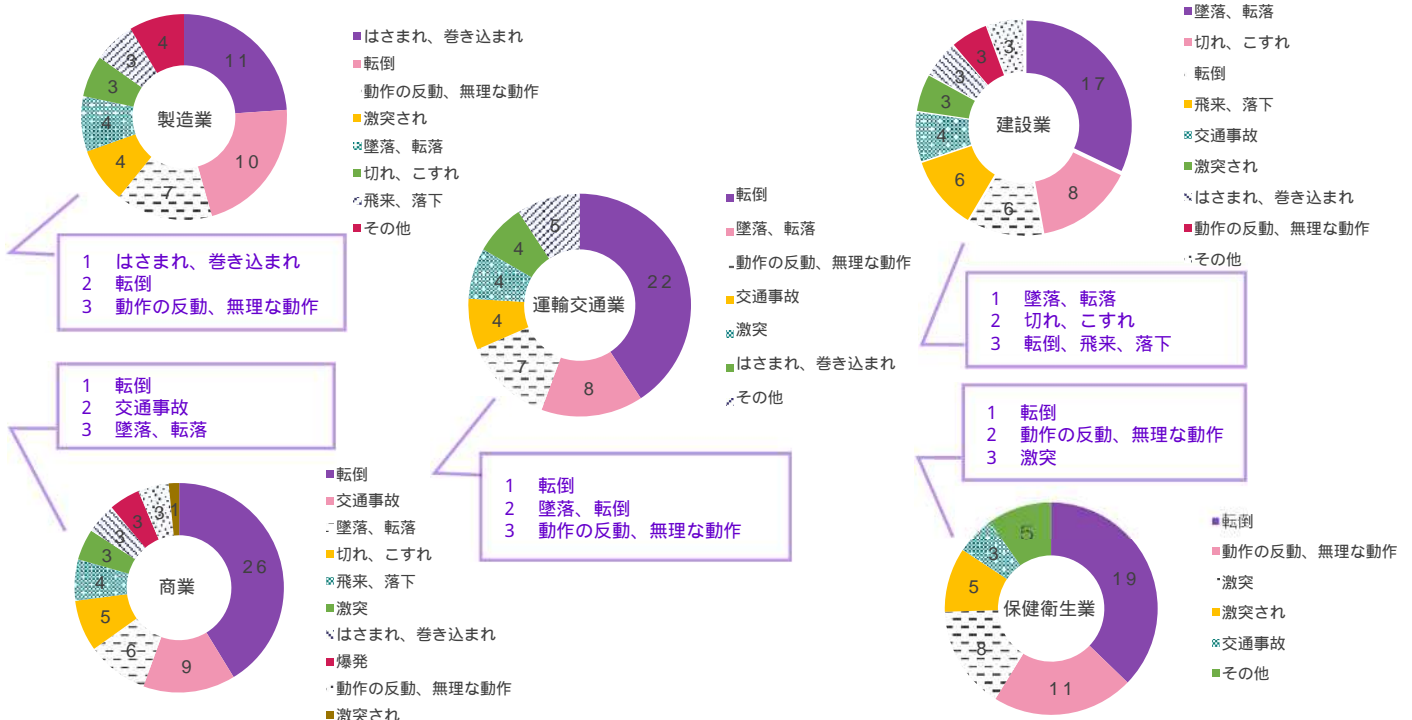
出典：労働者死傷病報告（休業4日以上）

2 第13次防期間の業種別労働災害発生状況



出典：労働者死傷病報告（休業4日以上）

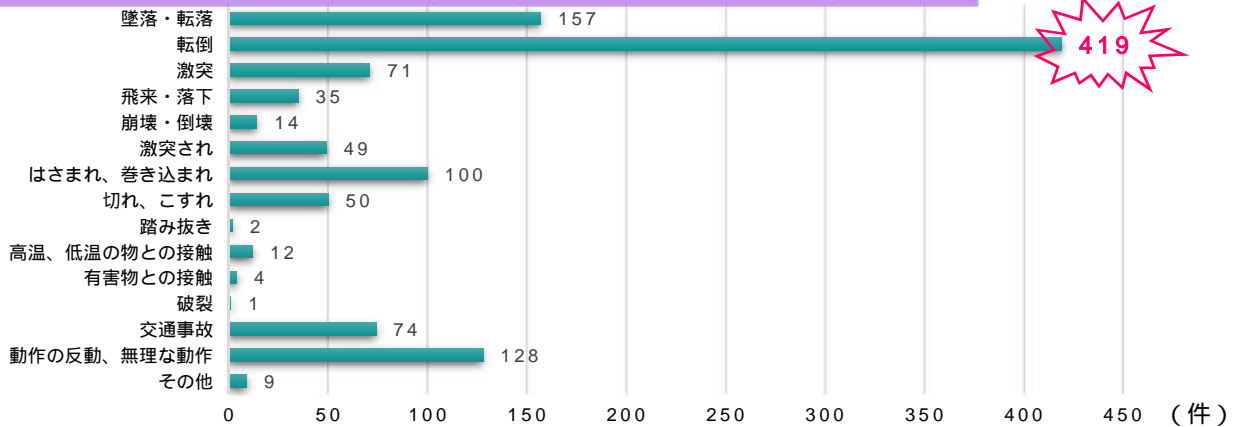
3 令和4年 主要業種の事故の型別労働災害発生状況



出典：労働者死傷病報告（休業4日以上）

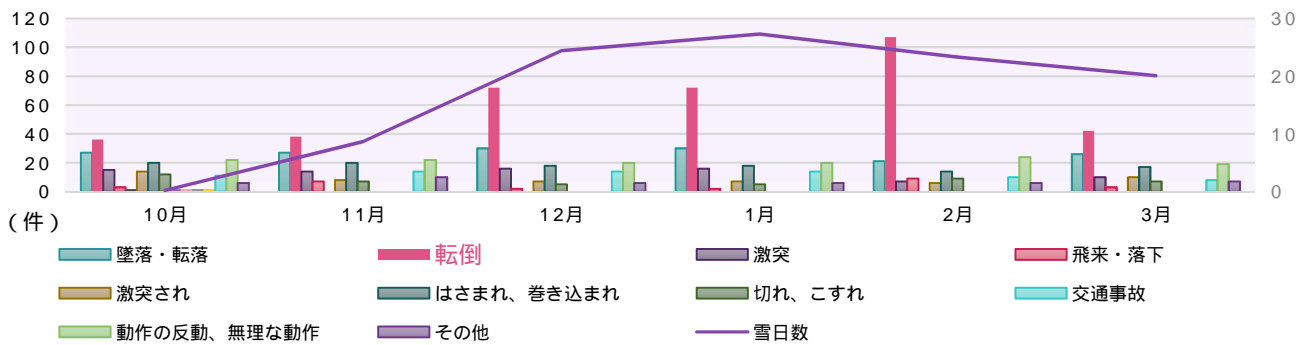
4

第13次防期間（平成30年から令和4年）の下半期労働災害発生状況



- 平成30年から令和3年の下半期（10月から翌年3月まで）に発生した労働災害を事故の型に分析すると、**断トツで転倒災害が多い**ことがわかります。

出典：労働者死傷病報告（休業4日以上）

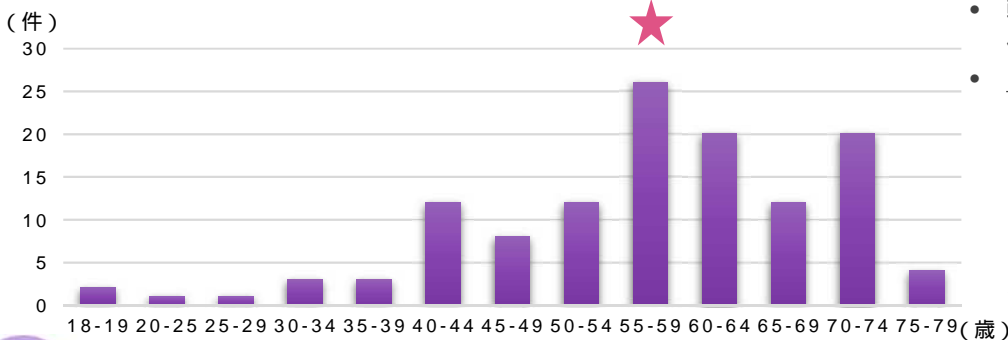


- 月別では、他の事故の型は季節による特徴があまり見られないのに対し、**転倒災害は12月から急増し、2月でピークを迎え、3月には大幅に減少**します。
- 平均雪日数（盛岡地方気象台発表）と重ねてみると、雪日数と転倒災害の増減が重なることから、**転倒災害の多くは雪、氷などの気象状況に起因して発生していることが考えられます。**

出典：労働者死傷病報告（休業4日以上）

5

転倒災害の特徴



- 転倒災害は10代から30代までは少ない。
- 40代に入ると増加し、いったん減少しますが、**50代後半で急増しピーク**を迎えます。その後60代から70代までは増減を繰り返しつつ、高止まりとなっています。

出典：労働者死傷病報告（休業4日以上）

6

冬季転倒災害を防止するために

こんな場所に注意！

- 凍結した場所
- 再凍結した場所
- 屋外の階段
- 除雪機械や自動車が通過した後の圧雪された路面
- 横断歩道や建物の出入り口

雪が降る前に・・・

- ハザードマップを作成し、危険な箇所を共有する。
- 屋外作業は、日照時間を考慮した作業スケジュールを設定する。
- 岩手の冬に経験のない者、雪道に慣れない者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方を教育する。

雪が降った後は・・・

- 安全通路を定めて除雪をする。
- 滑りやすい場所に融雪剤、砂の散布、滑り止めの設置等を行う。
- 滑りにくい靴を着用し、屋内に入る場合は外靴に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底する。

令和4年度

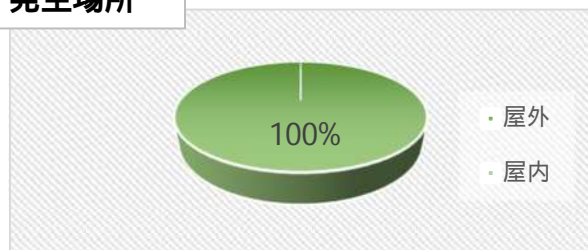
転倒災害の再発防止のための自主点検結果

項目	原因（複数回答可）	回答数
1	身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置していた。	0
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。	0
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていなかった。	1
4	転倒を予防するための教育を行っていなかった。	5
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。	1
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった。	5
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。	4
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。	3
9	通路、駐車場等の除雪・融雪が不十分であった。	8
10	その他	0
11	未回答	1

出典：転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書（令和4年4月1日～令和4年6月30日受理分）

自主点検結果報告の提出があった事業場の災害発生状況を分析したところ、以下の結果となりました。

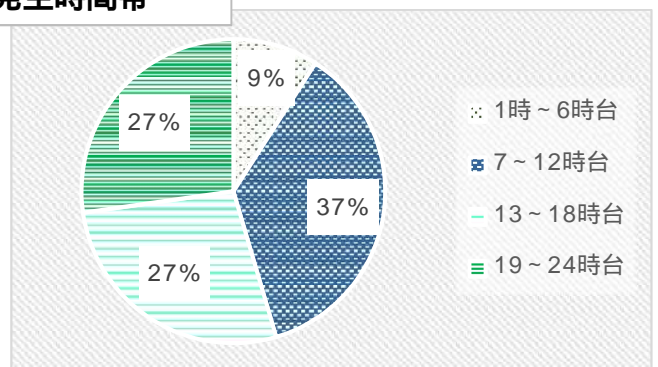
発生場所



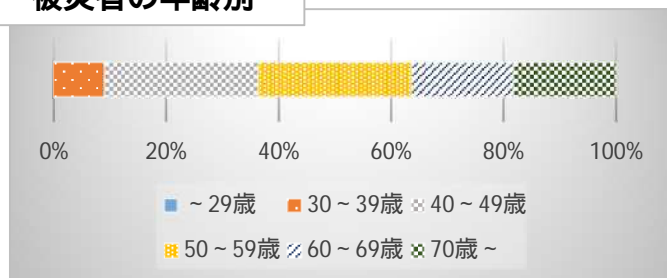
- 災害発生場所は全数「屋外」という結果に。
- 今回の自主点検の対象となった災害の多くが1月～3月に発生していることもあり、除雪が不十分な箇所での転倒災害が目立ちました。

- 災害発生の時間帯では、**午前中（7～12時台）が最多**となりました。
- 一方で、転倒災害は夜間から早朝にかけても多く発生しており、中には照度が不十分だったことが災害発生の原因となったと考えられるものもありました。

発生時間帯



被災者の年齢別



- 年齢別では**40代、50代が最多**である一方、**10代、20代は0件**という結果となりました。年齢が高くなるとともに、転倒災害の発生リスクは高くなっていると考えられます。

事業場の取り組み事例を紹介します！

1

【災害事例】
事業場の外通路が凍っていたため、滑って転倒した。

【改善内容】

- ✓ 融雪剤を散布する、氷砕きを行うなどにより安全に通行できる通路を整備する。
- ✓ スパイク付きの靴を配布する。

ヒヤリマップの例



1月～3月には除雪、融雪が不十分なことによる転倒災害が多発しました。
凍結防止対策や、危険個所を「ヒヤリマップ」で見える化するなどして、労働者に周知しましょう！

2

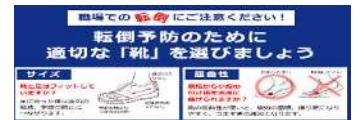
【災害事例】
屋外の施設で、休憩に行くため安全靴から私物の履物に履き替えて、トイレに行こうとした際、転倒した。当時は雨が降っていたため滑りやすい状態だった。

【改善内容】

- ✓ 休憩中であっても、安全靴の着用を推奨する。
- ✓ やむを得ない事情で私物の靴を着用する場合であっても、滑りにくい靴を選択するよう安全衛生会議で話し合い決定し、労働者に呼びかける。

作業内容や床の材質に応じて、適切な靴の種類は変わります。厚生労働省では作業に適した靴を選択することを推奨しています！

職場での転倒にご注意ください！～転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう～
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838433.pdf>



3

【災害事例】
屋外施設の照明を消して、懐中電灯を手に持ち、更衣室に移動中、階段で躓き転倒した。

【改善内容】

- ✓ 階段の段数を増やし、傾斜を緩やかにする。
- ✓ 階段の幅を広げ、両側に手すりを設置し、照明の位置を高くして、階段全体を照らすようにする。

滑り止めテープを貼った例



階段の段差に滑り止めを設置したり、トラテープを貼り段差を強調したりすることで、踏み外しや躓きによる転倒防止効果が期待できます！

【ほかにこんなものがあります】できそうなものを取り入れてみませんか？

工場内の見取図に、ヒヤリ・ハット箇所のシールを付けさせ、の多い箇所に対して定期的に「リスクアセスメント」を実施している。

4S活動を導入し、通路にラインを引き整理整頓を徹底、つまづき防止を継続している。

油で滑りにくい履物を選ぶよう、指導している。

ドアの開閉範囲に色を付け、注意喚起を行っている。

廊下のコーナー部等にはミラーを設置し、ぶつからないように配慮している。

段差でつまづく人が多いので、蛍光塗料を塗って目立ちやすくした。

玄関に凍結防止用にマットを敷いている。

転倒災害防止について研修をしましょう！

岩手労働局
盛岡労働基準監督署 転倒予防



厚生労働省
「STOP! 転倒災害」



厚生労働省
「職場のあんぜんサイト」



令和3年「積雪・凍結による転倒災害」 多発！急増！死亡災害も発生！

盛岡労働基準監督署管内では、令和2年(1月1日～12月31日)において「積雪・凍結による冬季特有の転倒災害」が35件(令和3年3月末 確定値)発生しましたが、令和3年(1月1日～12月31日)では90件(令和4年3月末 確定値)と多発し、令和2年の約2.6倍と急増しています。

多発急増の原因は、令和3年1月から2月前半にかけて冬季の気象条件が厳しく、積雪・凍結により転倒しやすい状況下にあったことが考えられます。

そもそも転倒災害は、「ちょっと転んだだけで大袈裟だ。」とか「本人の注意不足が原因だ。」、「冬なんだから雪や氷で転ぶのは仕方がない、しょうがない。」などと軽視され、十分な対策が講じられずに再発する傾向があります。

しかし、「積雪・凍結による転倒災害」の傷病の多くは骨折等で、休業日数の平均は約37日と一か月を超える重篤な災害となっています。

さらに、令和3年12月には死亡災害(裏面のとおりのとおり)も発生していることから、転倒災害は決して大袈裟ではありません。しかも、これらの発生原因の多くは、事業場の管理下にある敷地内(駐車場や通路等)の除雪・解氷が不十分であることがほとんどとであり、転倒災害を「仕方がない」、「しょうがない」などと考えるのは誤りです。

令和3年に発生した「積雪・凍結による転倒災害」(90件)の発生状況は、裏面グラフ及び下記のとおりですので、これらを参考に効果的な防止対策を講じて下さい。

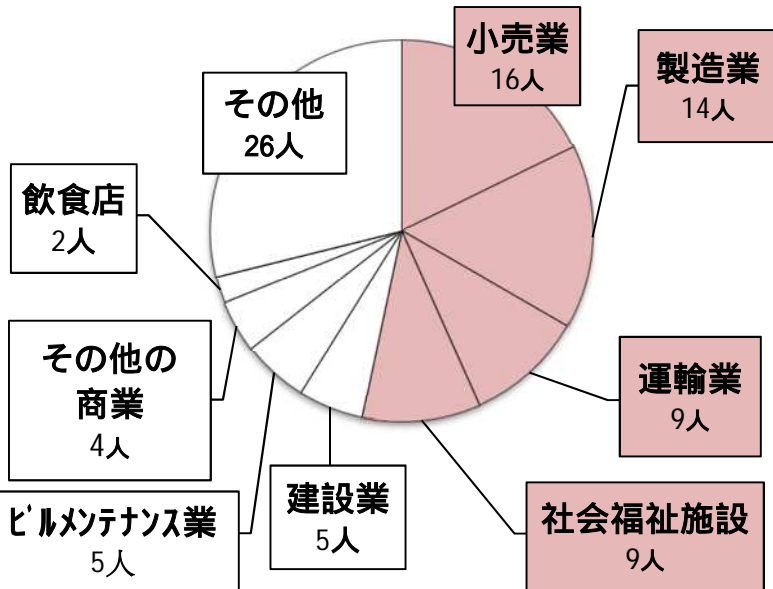
記

- ・業種別の発生状況では、「積雪・凍結による転倒災害」は様々な業種で発生しており、全ての業種において「積雪・凍結による転倒災害」が発生するリスクがあります。その中でも、【小売業】【製造業】【運輸業】【社会福祉施設】の4業種で全体の半数を超えており、この4業種が災害発生の比較的多かった業種となります。特に【製造業】では、令和2年の3件発生から令和3年には13件と急増しています。
- ・男女別では、令和2年は男性18人、女性17人でしたが、令和3年は男性52人、女性38人となりました。
- ・年齢別では、50代以上の年代での発生が66人(73.0%)となりました。
- ・時間帯別では、午前中に多数発生し、特に出勤時間帯と思われる午前8時前後に多く発生しています。なお、令和2年は退勤時間(時間外労働後を含む)と思われる17～20時にも多く発生しています。この出退勤時の災害発生場所は、事業場管理下の敷地内(駐車場や通路等)において多く発生しています。

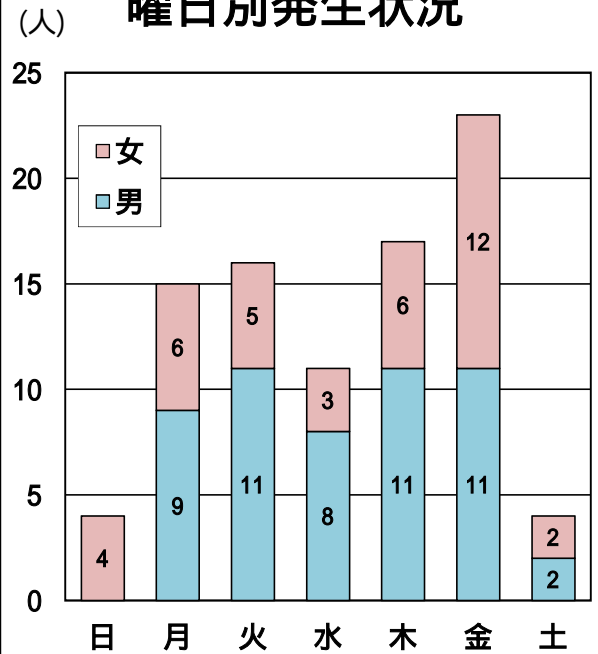
したがって、出退勤時の駐車場等における除雪・解氷が十分となるように対策(融雪剤の散布による安全通路の確保等)を講じた上で、各従業員に歩行方法や、滑りにくい靴・スパイクの使用等の意識付けを行うことが災害発生防止に効果的であると思われます。

令和3年、盛岡署管内における「積雪・凍結による転倒災害」の発生状況

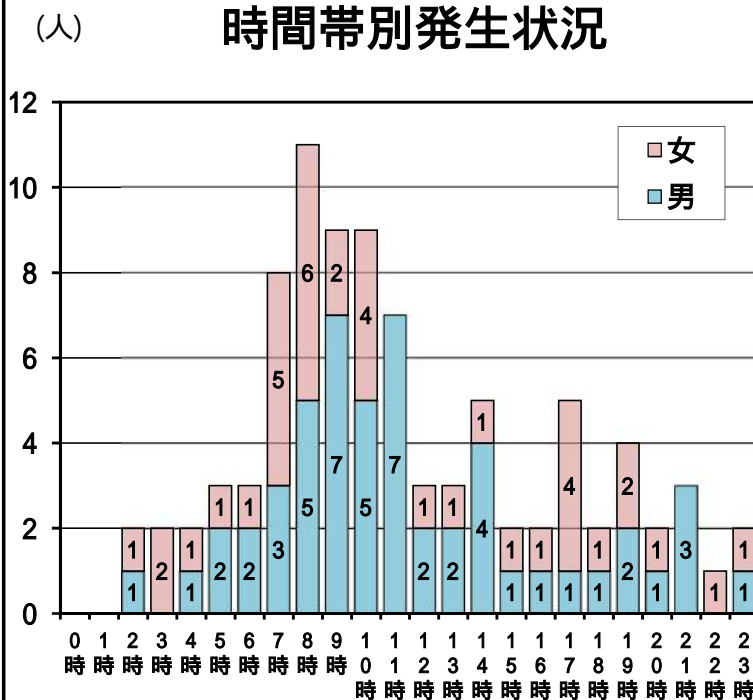
業種別発生状況



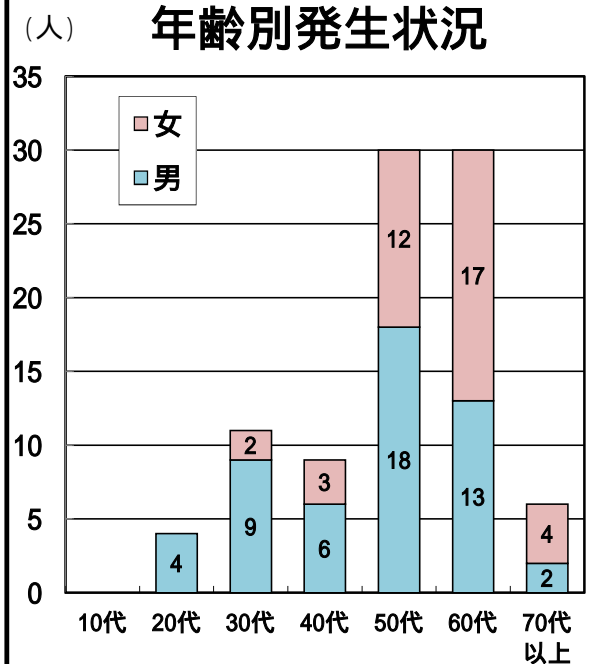
曜日別発生状況



時間帯別発生状況



年齢別発生状況



「積雪・凍結による転倒災害(死亡)」の発生状況

業種	発生月	曜日	性別	年齢(経験期間)	事故の型	起因物	災害発生の概要
製造業 (その他の 食料品製造業)	令和3年 12月	土	男	50歳代 (1年以上 10年未満)	転倒	通路	給食調理業務に従事する労働者が、休憩時間中に敷地内の屋外通路を歩行中、足を滑らせ転倒し頭部を強打し、死亡したものの。

いわて年末年始無災害運動

実施期間：令和4年12月1日～令和5年1月31日

[準備期間：令和4年11月1日～令和4年11月30日]

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

岩手県内における労働災害による休業4日以上之死傷者数は、令和3年は平成13年以来20年ぶりに1,500人を超え、前年と比較し172件、12.7%の大幅な増加となっています。本年も、1月から3月にかけて例年を大きく上回る転倒災害が発生したことなどから、労働災害は昨年を上回っています。

これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も重なり、労働災害のリスクが高まります。特に、本県の場合は、年末年始の期間に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害では約5割が凍結や積雪などの冬季特有要因により発生しています。



主唱者 岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会

協議会構成団体：(公財) 岩手労働基準協会／建設業労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部岩手支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／(一社) 日本砕石協会岩手県支部／(公社) ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所／(公財) 岩手県予防医学協会／(公社) 建設荷役車両安全技術協会岩手県支部／岩手県陸砂利工業組合／(独) 労働者健康安全機構岩手産業保健総合支援センター

協賛 岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- 滑り難い靴等の着用徹底。
- 作業時のヘルメットの着用。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- 余裕を持った車両運行計画の作成。
- 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。
- ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけのように黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全带）・ヘルメット等）の徹底。
- 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- 雪崩による危険防止。
- 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。
- 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
- 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。

冬季の転倒災害を防止しよう！

（「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進）

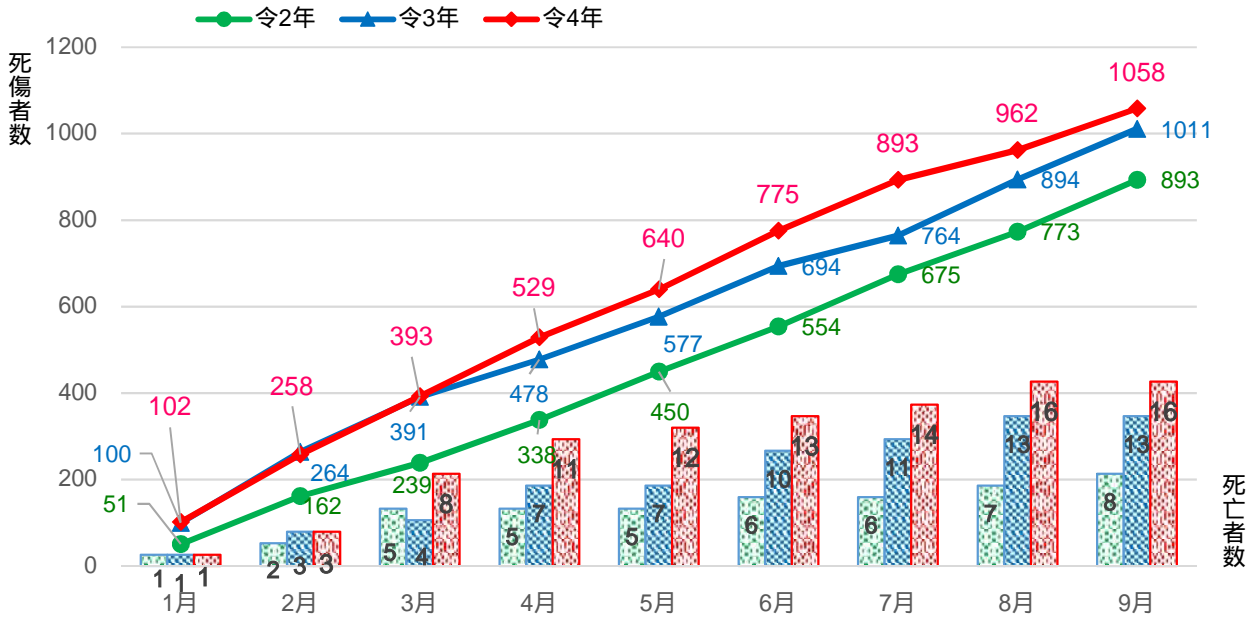
こんな場所等は
転倒災害防止への
注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面



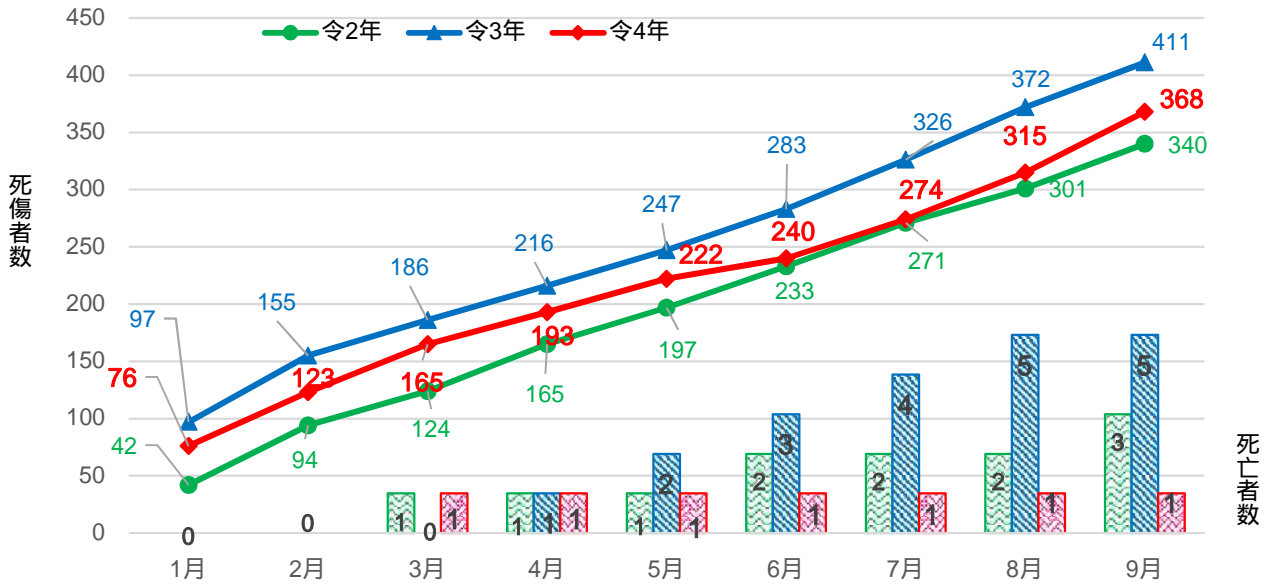
岩手県内の労働災害推移 (R2~4)

R4速報値(8月以降コロナ除)



盛岡署管内の労働災害推移 (R2~4)

R2,3は確定値(コロナ除)
R4は速報値(コロナ除)



コメント

岩手県内の令和4年9月末速報値は、全産業の休業4日以上の災害が前年同期比+47人+4.6%、死亡者数は前年同期比+3人+23.1%と、死傷者数、死亡者数ともに過去3年間で最多の状況が続いている。

これから冬季を迎え災害多発期となり災害増加が懸念されることから、県内全域で「いわて年末年始無災害運動」を展開する。

盛岡労働基準監督署管内では、前年同期を下回っているものの、旅館業(+100%、倍増)、運輸交通業(+31.7%)、社会福祉施設(+39.3%)、その他の商業(+66.7%)、飲食店(+27.3%)、ビルメン(+33.3%)、建設業(+10.4%)など増加業種もある。

また、全国的にも岩手県内でも同様だが、「転倒災害」が全産業において頻発しており、設備の改善、転倒予防体操の導入、ヒヤリハットを見取図にする見える化、リスクアセスメント、転倒予防教育など、転倒災害防止活動の積極的な取組を働きかけている。